

第五十七回国会 商工委員会 議 録 第一号

本国会召集日(昭和四十二年十二月四日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次の通りである。

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君	理事 鴨田 宗一君
理事 河本 敏夫君	理事 中川 俊思君
理事 田中 武夫君	理事 中村 重光君
理事 麻生 良方君	
理事 小宮山重四郎君	宇野 宗佑君
理事 齋藤 憲三君	小笠 公昭君
理事 櫻内 義雄君	岡本 茂君
理事 二階堂 進君	黒金 泰美君
理事 橋口 隆君	小宮 省二君
理事 石野 久男君	坂本 三十三次君
理事 佐野 進君	田中 六助君
理事 千葉 佳男君	丹羽 久章君
理事 永井勝次郎君	武藤 嘉文君
理事 古川 喜一君	岡田 利春君
理事 塚本 三郎君	岡田 利春君
理事 近江已記夫君	吉田 秀一君
	柳田 泰造君
	岡本 富夫君

昭和四十二年十二月十二日(火曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君	理事 宇野 宗佑君
理事 鴨田 宗一君	理事 河本 敏夫君
理事 中川 俊思君	理事 田中 武夫君
理事 中村 重光君	
理事 小宮山重四郎君	神田 博君
理事 小宮山重四郎君	小山 省二君

出席政府委員

出席国務大臣

通商産業大臣

経済企画政務次官

厚生省環境衛生局長

通商産業政務次官

通商産業政務次官

通商産業省化学工業局長

通商産業省鉱山局長

通商産業省公益事業局長

総理府特別地域連絡局参事官

警察庁長官官房整備課長

法務省人権擁護局長

外務省経済協力局賠償課長

大蔵大臣官房財務調査官

齋藤 憲三君

櫻内 義雄君

丹羽 久章君

武藤 嘉文君

岡田 利春君

中谷 鉄也君

平岡忠次郎君

塚本 三郎君

岡本 富夫君

坂本 三十三次君| | |
| --- | --- |
| 田中 六助君 | 橋口 隆君 |
| 石野 久男君 | 佐野 進君 |
| 永井勝次郎君 | 古川 喜一君 |
| 近江已記夫君 | |
| 椎名悦三郎君 | |
| 山下 春江君 | |
| 松尾 正雄君 | |
| 藤井 勝志君 | |
| 熊谷太三郎君 | |
| 大慈彌嘉久君 | |
| 吉光 久君 | |
| 両角 良彦君 | |
| 井上 亮君 | |
| 加藤 泰守君 | |
| 大塚 惟謙君 | |
| 堀内 恒雄君 | |
| 武藤 武君 | |
| 上林 英男君 | |

委員外の出席者

齋藤 憲三君
櫻内 義雄君
丹羽 久章君
武藤 嘉文君
岡田 利春君
中谷 鉄也君
平岡忠次郎君
塚本 三郎君
岡本 富夫君
坂本 三十三次君
田中 六助君
橋口 隆君
石野 久男君
佐野 進君
永井勝次郎君
古川 喜一君
近江已記夫君
椎名悦三郎君
山下 春江君
松尾 正雄君
藤井 勝志君
熊谷太三郎君
大慈彌嘉久君
吉光 久君
両角 良彦君
井上 亮君
加藤 泰守君
大塚 惟謙君
堀内 恒雄君
武藤 武君
上林 英男君

十二月四日

委員二階堂進君辞任につき、その補欠として大橋武夫君が議長の名で委員に選任された。

同月十二日

理事小川平二君十一月二十五日委員辞任につき、その補欠として宇野宗佑君が理事に当選した。

十二月四日

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案(内閣提出、第五十五回国会閣法第一四六号)

は本委員会に付託された。

十二月九日

中小企業対策に関する陳情書外一件(東京都千代田区平河町一の一日本中小企業政治連盟会長棚橋元治外一名(第八一八号))

アメリカの繊維製品輸入規制反対に関する陳情書(大阪府議會議長山本捨三(第八二二号))

流通近代化に関する陳情書外一件(大阪府北区堂島浜通り一関西経済連合会長長芦原義重外一名(第八三三号))

中小企業における資本自由化対策に関する陳情書(東京商工会議所会頭足立正(第八四四号))

雑貨を軽工品に名称変更に関する陳情書(東京都千代田区九段北一の一〇月刊工業新聞社社長白井十四雄(第八五五号))

山砂利採取に伴う公害に関する陳情書(京都府議會議長羽室清(第一一九九号))

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

小委員会の設置に関する件

国政調査承認要求に関する件

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案(内閣提出、第五十五回国会閣法第一四六号)

通商産業の基本施策に関する件

○島村委員長 これより会議を開きます。

理事の補欠選任についておはかりいたします。

理事小川平二君が委員を辞任いたしましたのに伴いまして、理事が一名欠員となっておりますので、その補欠選任を行ないたいと存じますが、慣例によりまして委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、宇野宗佑君を理事に指名いたします。

○島村委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についておはかりいたします。

今国会における当委員会の活動を円滑ならしめるため、議長に国政調査の承認要求をいたしたいと存じます。

調査をする事項といたしましては、

- 一、通商産業の基本施策に関する事項
 - 二、経済総合計画に関する事項
 - 三、公益事業に関する事項
 - 四、鉱工業に関する事項
 - 五、商業に関する事項
 - 六、通商に関する事項
 - 七、中小企業に関する事項
 - 八、特許に関する事項
 - 九、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項
 - 十、鉱業と一般公益との調整等に関する事項
- 以上の十項目といたし、調査目的といたしましては、

一、日本経済の総合的基本施策の樹立並びに総合調整のため

二、通商産業行政の実情を調査し、その合理化並びに振興に関する対策樹立のため

国政調査の承認要求をいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、議長に対する要求書の作成に関しましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○島村委員長 この際、椎名通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。椎名通商産業大臣。

○椎名国務大臣 このたび、私は通商産業大臣に就任いたしました。この機会に所信の一端を申し述べたいと存じます。

御存じのとおり、わが国経済につきましては、内外ともに現在難関が山積しております。国際的には資本自由化問題、発展途上国特恵関税問題等、そのいづれもわが国の将来を決定する重大問題であります。最近、さらに英国のポンド切り下げに伴う一連の国際経済情勢の変化が起こっております。国内的には、労働力不足の深刻化、物価上昇の傾向、公害や都市過密問題等、その根本的解決を迫られている問題が多々あります。

このような時期における通商産業政策は、新しい時代の要請にこたえるよう新しくふりかえりしたものでなければなりません。私は、以下の諸点を今後の通商産業政策の重点として、その実現に全力を尽くしてまいりたいと思っております。

まず第一は、産業構造改善施策の積極的な推進であります。本格的な開放経済体制を迎えたわが国の産業としましては、その国際競争力を一層強化していくことが大切であります。そのためには個々の企業の体質強化だけでなく、産業全体の構造を改善していくことが従来にも増して肝要であります。その実現のため私は格段の努力をいたす所存であります。

第二は、中小企業対策の拡充であります。対外的には発展途上国からの激しい追い上げがあり、国内的には労働力需給の逼迫等の課題をかかえるわが国中小企業の健全な発展をはかりますことは、わが国経済の今後の均衡ある発展のために不可欠であります。私は、そのために必要な万般の施策を講じてまいりたいと思っております。

第三は、技術開発力の培養であります。本格的な開放経済体制のもとにおいて、産業の国際競争力の真の基盤をなすものは、独創的な技術であるとの観点に立ちまして、国産技術を積極的に振興する施策を講じてまいりたいと思っております。

第四は、輸出の振興であります。あらためて申し述べるまでもなく、一そうきびしさを増している国際経済環境のもとで、官民あげて輸出の振興をはかることが現在ほど強く要請されているときはいまだかつてなかったと思っております。したがって

して、輸出の振興のためには可能な限りの手段を講じてまいりたいと思っております。

第五は、国民生活に密着する産業行政の展開であります。産業の発展と国民福祉の調和をはかる観点から、産業の発展に伴って生じます各種の弊害を除去し、国民の生活環境の改善をはかるため、公害の防止、産業立地の適正化等についての諸施策を講じてまいりたいと思っております。また、消費者の利益を保護するため物価安定策を中心とした消費者保護行政を強力に推進してまいりたいと思っております。

○島村委員長 次に、経済企画庁政務次官山下春江君を御紹介いたします。

○山下政府委員 ただいま御紹介いただきました経済企画庁政務次官の山下春江でございます。

皆さま方の御支援、御鞭撻、御指導によりまして大過なくつとめたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○島村委員長 内閣提出、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案を議題とし、通商産業大臣から趣旨の説明を聴取することといたします。椎名通商産業大臣。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 液化石油ガス販売事業(第三条―第二十六条)

第三章 液化石油ガス指定製造事業(第二十七条―第三十五条)

第四章 消費設備(第三十六条―第三十八条)

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等(第三十九条―第四十二条)

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等(第四十三条―第六十七条)

第三節 指定検定機関(第六十八条―第八十条)

第六章 雑則(第八十一条―第九十五条)

第七章 罰則(第九十六条―第一百零四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、一般消費者等に対する液化

石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制することにより、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にし、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「液化石油ガス」とは、プロパン、ブタンその他政令で定める炭化水素を主成分とするガスを液化したもの（その充てんされた容器内において気化したものを含む。）をいう。

2 この法律において「一般消費者等」とは、液化石油ガスを燃料（自動車用のものを除く。以下この項において同じ。）として生活の用に供する一般消費者及び液化石油ガスの消費の態様が一般消費者が燃料として生活の用に供する場合に類似している者であつて政令で定めるものをいう。

3 この法律において「液化石油ガス販売事業」とは、液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に販売する事業（液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売をする事業を含む。）をいう。

4 この法律において「液化石油ガス器具等」とは、主として一般消費者等が液化石油ガスを消費する場合に用いられる機械、器具又は材料であつて、政令で定めるものをいう。

第二章 液化石油ガス販売事業（事業の許可）

第三条 液化石油ガス販売事業を行なおうとする者は、二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行なおうとする場合にあつては通商産業大臣の、一の都道府県の区域内にのみ販売所を設置してその事業を行なおうとする場合にあつては当該販売所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項

を記載した申請書を通商産業大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 販売所の名称及び所在地

三 販売（販売に係る貯蔵を含む。以下この項、第五条第二号及び第四号、第十六条第二項及び第三項、第二十条第一項、第二十一条第一項並びに第八十七条第二項において同じ。）のための施設であつて通商産業省令で定めるもの（以下「販売施設」という。）の位置、構造又は設備

四 販売の方法に関する事項（通商産業省令で定めるものに限る。）

3 前項の申請書には、事業計画書、販売所の所在地を管轄する消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長の意見書その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

4 第一項の通商産業大臣の許可を受けようとする者は、その販売施設が第五条第一号に適合しているかどうかについてその販売施設の所在地を管轄する都道府県知事の確認を受け、その確認を受けたことを証する書面を第二項の申請書に添附しなければならない。

(欠格条項)

第四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律若しくは高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）又はこれらの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第二十六条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 禁治産者

四 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前条第三号の一に該当する者があるもの

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、許可をしなければならない。

一 販売施設の位置、構造又は設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

二 販売の方法が通商産業省令で定める基準に適合するものであること。

三 その事業を適確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、その液化石油ガスの販売が公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(許可行政庁の変更の場合における届出等)

第六条 第三條第一項の許可を受けた者（以下「液化石油ガス販売事業者」という。）は、同項の許可を受けた後次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合（第十条第一項の規定により他の液化石油ガス販売事業者の地位を承継したことにより次の各号の一に該当して引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合を除く。）において第三條第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、遅滞なく、その旨を従前の許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

一 通商産業大臣の許可を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつたとき（第三條第二項第二号から第四号までの事項について第八條第一項ただし書の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更以外の変更があつたときに限る。）

二 都道府県知事の許可を受けた者が当該都道府県の区域内における販売所を廃止して、他の一の都道府県の区域内に販売所を設置する

こととなつたとき。

三 都道府県知事の許可を受けた者が二以上の都道府県の区域内に販売所を有することとなつたとき。

2 第三條第一項の通商産業大臣の許可を受けた者は、一の都道府県の区域内にのみ販売所を有することとなつて引き続き液化石油ガス販売事業を行なおうとする場合（前項第一号に掲げる場合を除く。）において、通商産業省令で定めるところにより当該都道府県知事に届け出たときは、第三條第一項の都道府県知事の許可を受けたものとみなす。この場合には、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(許可の表示)

第七条 液化石油ガス販売事業者は、販売所において、公衆の見やすい場所に、通商産業省令で定めるところにより、その許可を受けたことを証する表示をしなければならない。

(販売施設の変更の許可等)

第八条 液化石油ガス販売事業者は、第三條第二項第二号から第四号までの事項を変更しようとするときは、その許可をした通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項ただし書の販売所の廃止その他通商産業省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

3 第三條第四項及び第五條の規定は、第一項の許可に準用する。

(氏名等の変更の届出)

第九条 液化石油ガス販売事業者は、第三條第二項第一号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十条 液化石油ガス販売事業者について相統又は合併があつたときは、相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その液化石油ガス販売事業者の地位を承継する。ただし、当該相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相統人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四号各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、次の各号の一に該当する場合においては、自ら第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた事業又は当該承継に係る事業であつて同項の都道府県知事の許可を受けたものについて、当該承継の時に同項の通商産業大臣の許可を受けたものとみなす。

一 第三条第一項の通商産業大臣の許可を受けた者が同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

二 第三条第一項の都道府県知事の許可を受けた者が同項の通商産業大臣の許可又は他の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき。

三 第三条第一項の許可を受けていない者が、同時に、同項の通商産業大臣の許可を受けた者の地位及び同項の都道府県知事の許可を受けた者の地位を承継したとき又は同項の都道府県知事の許可を受けた二以上の者の地位を承継したとき(その許可をした都道府県知事が同一であるときを除く)。

3 第一項の規定により液化石油ガス販売事業者の地位を承継した者は、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならぬ。

(貯蔵施設)

第十一条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、自己の用に供する液化石油ガスの貯蔵施設を所有し、又は占有し、なければならぬ。ただし、液化石油ガスを貯蔵しないのでその液化石油ガス販売事業を円滑に行なうことができる場合等であつてその許可を受けたときは、この限りでない。

(使用前検査)

第十二条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設(通商産業省令で定めるところに限る。)を設置し、又はその位置、構造若しくは設備を変更したとき(第八条第一項ただし書の通商産業省令で定める軽微な変更をしたときを除く)は、当該販売施設につきその所在地を管轄する都道府県知事が行なう検査を受け、これが第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(販売の制限)

第十三条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業大臣が指定した者が第三十条第二項及び第三項の規定により表示を附し、かつ、封を施した容器に充てんされているものでなければ、液化石油ガスの一般消費者等に対する販売(液化石油ガスであつて容器に充てんされているものを一般消費者等に現に引き渡し、その消費された液化石油ガスのみについて代金を受領する販売の場合には、引渡し)をしてはならない。ただし、通商産業大臣が災害その他の理由により一般消費者等に対する液化石油ガスの供給が円滑を欠くおそれがあると認めて官報に公示したときは、この限りでない。

(書面の交付)

第十四条 液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結したときは、次の事項を記載した書面を当該一般消費者等に交付しなければならない。

一 液化石油ガスの種類

二 液化石油ガスの引渡しの方法

三 液化石油ガスの消費のための設備の管理の方法

四 次条第一項の規定による調査の実施の方法

五 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(調査の義務等)

第十五条 液化石油ガス販売事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その一般消費者等に販売する液化石油ガスに係る消費のための設備(船舶内のものを除く。以下「消費設備」という)が通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査しなければならない。ただし、その消費設備の設置の場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定による調査の結果、消費設備が同項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その技術上の基準に適合するようにするためとるべき措置及びその措置をとらなかつた場合に生ずべき結果をその所有者又は占有者に通知しなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が第一項の規定による調査若しくは前項の規定による通知をせず、又はその調査若しくは通知の方法が適当でないときは、当該液化石油ガス販売事業者に対し、その調査若しくは通知を行ない、又はその調査若しくは通知の方法を改善すべきことを命ずることができる。

4 液化石油ガス販売事業者は、その販売した液化石油ガスによる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該液化石油ガスに係る一般消費者等からその事実を通知され、これに対する措置を講ずることを求められたときは、すみやかにその措置を講じなければならない。

ない。自らその事実を知つたときも、同様とする。

(基準適合義務等)

第十六条 液化石油ガス販売事業者は、販売施設を、その位置、構造又は設備が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、第五条第二号の通商産業省令で定める基準に従つて液化石油ガスの販売をしなければならない。

3 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、その技術上の基準に適合するように販売施設を修理し、改造し、若しくは移転し、又はその基準に従つて液化石油ガスの販売をすべきことを命ずることができる。

(勧告等)

第十七条 通商産業大臣は、液化石油ガス販売事業者の事業の運営が適正を欠いているため、液化石油ガスによる災害の発生防止又は一般消費者等の利便の確保に支障を生じ、又は生じるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、高圧ガス及び火薬類保安審議会の意見をきいて、当該液化石油ガス販売事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による勧告をした場合において、液化石油ガス販売事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

(保安教育)

第十八条 液化石油ガス販売事業者は、その従業者に保安教育を施さなければならない。

2 高圧ガス保安協会(以下「協会」という)は、液化石油ガスによる災害の防止に資するため、前項の保安教育を施すに当たつて基準となるべき

事項を作成し、これを公表しなければならない。

その職務を代行させなければならない。

(業務主任者)
第十九条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごと、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者免状(高圧ガス取締法第二十八条第二項の高圧ガス販売主任者免状であつて通商産業省令で定める種類のものをいう。以下同じ)の交付を受けている者のうちから、液化石油ガス業務主任者(以下「業務主任者」という。)を選任し、次条第一項に規定する業務主任者の職務を行なわなければならない。

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の規定により業務主任者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

(業務主任者の職務等)
第二十条 業務主任者は、液化石油ガスの販売に係る保安に関し通商産業省令で定める職務を行なう。

2 業務主任者は、誠実にその職務を行なわなければならない。

3 業務主任者は、通商産業省令で定めるところにより、協会の行なう液化石油ガスによる災害の発生の防止に関する講習を受けなければならない。

4 液化石油ガス販売事業に従事する者は、業務主任者がこの法律又はこの法律に基づく命令の実施を確保するためにする指示に従わなければならない。

(業務主任者の代理者)
第二十一条 液化石油ガス販売事業者は、販売所ごとに、通商産業省令で定めるところにより、販売主任者免状の交付を受けている者又は通商産業省令で定める条件に適合する液化石油ガスの販売に関する知識経験を有する者のうちから、あらかじめ、業務主任者の代理者を選任し、業務主任者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合に、

2 液化石油ガス販売事業者は、前項の代理者を選任したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

3 第一項の代理者は、業務主任者の職務を代行する場合は、この法律及びこの法律に基づく命令の規定の適用については、業務主任者とみなす。

(業務主任者等の解任命令)
第二十二条 通商産業大臣又は都道府県知事は、業務主任者若しくはその代理者がこの法律若しくは高圧ガス取締法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定に違反したとき、又はこれらの者にその職務を行なわせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者に対し、当該業務主任者又はその代理者を解任すべきことを命ずることができる。

(廃止等の届出)
第二十三条 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガス販売事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨をその許可をした通商産業大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の失効)
第二十四条 液化石油ガス販売事業者が第六条第一項に規定する場合において第三條第一項の規定により通商産業大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の許可は、その効力を失う。

2 液化石油ガス販売事業者が第六條第二項又は第十條第二項の規定により第三條第一項の都道府県知事又は通商産業大臣の許可を受けたものとみなされたときは、それぞれ、その者に係る従前の通商産業大臣又は都道府県知事の同項の

許可は、その効力を失う。

3 液化石油ガス販売事業者がその液化石油ガス販売事業を廃止したときは、その者に係る第三條第一項の通商産業大臣又は都道府県知事の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)
第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が正当な理由がないのに、液化石油ガス販売事業を一年以内に開始せず、又は一年以上引き続き休止したときは、その許可を取り消すことができる。

第二十六条 通商産業大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその液化石油ガス販売事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第四條第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

二 第八條第一項の規定に違反して第三條第二項第二号から第四号までの事項を変更したとき。

三 第十一條、第十三條、第十五條第四項又は第十九條第一項の規定に違反したとき。

四 第十二條の検査を受けずに販売施設を使用したとき。

五 第十五條第三項、第十六條第三項又は第二十二條の規定による命令に違反したとき。

第二十七条 第十三條の指定は、第三十條第一項及び第二項の規定により液化石油ガスを分析し及び容器に充てんする事業を行なおうとする者の申請により、事業所ごとに行なう。

2 第十三條の指定を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 液化石油ガスを分析するための機械器具その他の設備の名称、性能及び数

四 液化石油ガスの分析を実施する者の氏名及び略歴

五 液化石油ガスの分析の方法

3 前項の申請書には、高圧ガス取締法第五條第一項の許可を受け又は同條第二項の規定による届出をした旨を証明する書類その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(指定の基準)
第二十八条 通商産業大臣は、第十三條の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて液化石油ガスの分析を行なうものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が液化石油ガスの分析を実施するものであること。

三 液化石油ガスの分析の方法が通商産業省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

四 液化石油ガスに係る高圧ガス取締法第五條第一項の許可を受けた者であつて同項第一号に規定するもの又は同條第二項の規定による届出をした者であること。

(変更の届出)
第二十九条 第十三條の指定を受けた者(以下「指定製造事業者」という)は、第二十七條第二項

各号の事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(表示等)

第三十条 指定製造事業者は、次項の表示を附するため液化石油ガスの分析を行なうときは、第二十八条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、同条第三号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により、かつ、同条第二号に規定する者にその分析を実施させなければならない。

2 指定製造事業者は、前項の規定により分析を行なつた液化石油ガスが通商産業省令で定める規格に適合する場合において、当該液化石油ガスを通商産業省令で定めるところに従い容器に充てんしたときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に表示を附することができ

3 指定製造事業者は、前項の規定により表示を附したときは、通商産業省令で定めるところにより、その容器に封を施さなければならない。

4 何人も、前二項に規定する場合を除くほか、液化石油ガスの容器に第二項の表示若しくはこれと紛らわしい表示を附し、又は前項の封若しくはこれと紛らわしい封を施してはならない。

(適合命令)

第三十一条 通商産業大臣は、指定製造事業者が第二十八条第一号から第三号までに適合しなかつたと認めるときは、その指定製造事業者に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(廃止等の届出)

第三十二条 指定製造事業者は、第二十七条第一項の事業を開始し、休止し、又は廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(指定の失効)

第三十三条 指定製造事業者が第二十七条第一項の事業を廃止したときは、その者に係る第十三

条の指定は、その効力を失う。

(指定の取消し等)

第三十四条 通商産業大臣は、指定製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて第二十七条第一項の事業の停止を命ずることができる。

一 第二十八条第四号に適合しなかつたとき。

二 第三十条第三項又は第四項の規定に違反したとき。

三 第三十一条の規定による命令に違反したとき。

四 次条において準用する第四号第一号、第三号又は第四号に該当するに至つたとき。

五 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

六 不正の手段により第十三条の規定を受けたとき。

(準用規定)

第三十五条 第四号、第十号第一項及び第三項並びに第二十五条の規定は、指定製造事業者に準用する。この場合において、第四号第二号中「第二十六条」とあるのは「第三十四条」と、第十号第三項中「通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事」とあるのは「遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣」と読み替へるものとする。

第四章 消費設備

(消費設備の設置等)

第三十六条 消費設備の設置又は変更の工事は、その消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

第三十七条 消費設備のうち通商産業省令で定める規模以上の配管設備の設置又は変更の工事は、政令で定める条件に適合する配管設備の工事に關する知識経験を有する者の実地の監督の下でなければしてはならない。ただし、その者が自らする場合、この限りでない。

2 学校、病院、興業場その他の多数の者が出入する施設で通商産業省令で定めるものに設置される前項の配管設備の設置又は変更(通商産業省令で定める軽微な変更を除く)の工事をした者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(基準適合命令)

第三十八条 都道府県知事は、消費設備が第十五条第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術上の基準に適合するように消費設備を修理し、改造し、又は移転すべきことを命ずることができる。

第五章 液化石油ガス器具等

第一節 検定等

(検定等)

第三十九条 液化石油ガス器具等の販売の事業を行なう者は、通商産業大臣、協会又は通商産業大臣が指定した者(以下「指定検定機関」という)が行なう検定を受け、これに合格したものとして第四十一条の規定により表示が附されているもの又は第六十三条の規定により表示が附されているものでなければ、液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。ただし、輸出用その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合においては、通商産業大臣の承認を受けたとき、又は第六十二条第一項ただし書の承認に係る液化石油ガス器具等を販売し、若しくは販売の目的で陳列する場合は、この限りでない。

(検定の申請)

第四十条 液化石油ガス器具等について前条の検定(以下単に「検定」という)を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣、協会又は指定検定機関に申請書を提出しなければならない。

(合格及び表示)

第四十一条 通商産業大臣、協会又は指定検定機

関は、前条の申請に係る液化石油ガス器具等について通商産業省令で定める方法により検定を行ない、これが通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは検定に合格したものとし、これに通商産業省令で定めるところにより表示を附さなければならない。

(表示の制限)

第四十二条 何人も、前条又は第六十三条の規定により表示を附する場合を除くほか、液化石油ガス器具等にこれらの表示又はこれらと紛らわしい表示を附してはならない。

第二節 製造事業者の登録及び液化石油ガス器具等の型式等

(登録)

第四十三条 液化石油ガス器具等の製造の事業を行なう者は、通商産業省令で定める液化石油ガス器具等の製造の事業の区分(以下「事業区分」という)に従い、通商産業大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業区分

三 当該液化石油ガス器具等を製造する工場又は事業場の名称及び所在地

四 当該液化石油ガス器具等の製造のための設備であつて通商産業省令で定めるところの(以下「特定製造設備」という)の名称、性能及び数

五 当該液化石油ガス器具等の検査のための設備であつて通商産業省令で定めるところの(以下「特定検査設備」という)の名称、性能及び数

3 前項の申請書には、工場又は事業場の図面その他の通商産業省令で定める書類を添附しなければならない。

(欠格条項)

第四十四条 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第五十四条の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行なう役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(登録の基準)

第四十五条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録の申請が次の各号に該当すると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 特定製造設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 特定検査設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。

(登録簿)

第四十六条 通商産業大臣は、登録簿を備え、次の事項を登録しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 第四十三条第二項第一号から第三号までの事項

(登録証)

第四十七条 通商産業大臣は、第四十三条第一項の登録をしたときは、登録証を交付する。

2 前項の登録証には、次の事項を記載しなければならない。

- 一 登録の年月日及び登録番号
- 二 氏名又は名称及び住所
- 三 事業区分

(承継)

第四十八条 第四十三条第一項の登録を受けた者(以下「登録製造事業者」という。)が当該登録に係る事業の全部を譲渡し、又は登録製造事業者について相続若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人

若しくは合併により設立した法人は、その登録製造事業者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第四十四条各号の一に該当するときは、この限りでない。

2 前項の規定により登録製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(変更の届出)

第四十九条 登録製造事業者は、第四十三条第二項第一号又は第三号から第五号までの事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。ただし、その変更が通商産業省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

(登録証の訂正)

第五十条 登録製造事業者は、第四十八条第二項又は前条の規定により届出をする場合において、登録証に記載された事項に変更があつたときは、当該届出にその登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(廃止の届出)

第五十一条 登録製造事業者は、当該登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(登録証の再交付)

第五十二条 登録製造事業者は、登録証をよごし、損じ、又は失つたときは、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

(登録の失効)

第五十三条 登録製造事業者が当該登録に係る事業を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。

(登録の取消)

第五十四条 通商産業大臣は、登録製造事業者が

次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 一 第三十九条、第四十二条又は第四十九条の規定に違反したとき。
- 二 第四十四条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
- 三 第六十四条又は第六十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第四十三条第一項の登録を受けたとき。

(登録の消除)

第五十五条 通商産業大臣は、登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(登録証の返納)

第五十六条 登録製造事業者は、その登録が効力を失つたときは、遅滞なく、通商産業大臣にその登録証を返納しなければならない。

(登録簿の贈本等)

第五十七条 何人も、通商産業大臣に対し、登録簿の贈本の交付又は閲覧を請求することができる。

(液化石油ガス器具等の型式の承認)

第五十八条 登録製造事業者は、製造しようとする液化石油ガス器具等の型式について、通商産業省令で定める型式の区分(以下単に「型式の区分」という。)に従い、通商産業大臣の承認を受けることができる。

2 前項の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を通商産業大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の年月日及び登録番号
- 三 型式の区分

3 前項の申請書には、通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及びその構造図その他の通商産業省令で定める書類を添えなければならない。ただし、第六十条第一項の試験に合格した液化石油ガス器具等について第一項の承認を受けようとするときは、当該試験に合格したことを証する書面を添えることをもつて足りる。

(承認の基準)

第五十九条 通商産業大臣は、前条第一項の承認の申請が次の各号(次条第一項の試験に合格したことを証する書面を添えてある場合には、第二号)に該当すると認めるときは、承認をしなければならない。

- 一 申請に係る試験用の液化石油ガス器具等が第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 二 申請者が申請に係る型式の区分の属する事業区分について第四十三条第一項の登録を受けていること。

(指定検定機関等の試験)

第六十条 登録製造事業者は、通商産業省令で定める型式の液化石油ガス器具等については、協会又は指定検定機関の行なう試験を受けることができる。

2 前項の試験を受けようとする登録製造事業者は、通商産業省令で定める区分に従い、次の事項を記載した申請書に第五十八条第三項の通商産業省令で定める数量の試験用の液化石油ガス器具等及び同項の通商産業省令で定める書類を添えて、協会又は指定検定機関に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 型式の区分

3 第一項の試験においては、その試験用の液化石油ガス器具等が第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しているときは、これを合格とする。

(承認の有効期間)

第六十一条 第五十八条第一項の承認は、三年以上七年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければならない。その期間の経過によつ

て、その効力を失う。

2 前項の承認の更新の申請に關し必要な手続的事項は、通商産業省令で定める。

(基準適合義務等)

第六十二条 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造する場合においては、第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。ただし、輸出その他特定の用途に供する液化石油ガス器具等を製造する場合において通商産業大臣の承認を受けたとき、又は試験用に製造する場合、この限りでない。

2 前項の登録製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、その製造に係る同項の液化石油ガス器具等(同項ただし書の規定の適用を受けて製造されるものを除く)について検査を行ない、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示)

第六十三条 第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者は、当該承認に係る型式の液化石油ガス器具等を製造したときは、通商産業省令で定めるところにより、これに表示を附することができる。

(表示の禁止)

第六十四条 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が製造した液化石油ガス器具等であつて、当該承認に係るもの(第六十二条第一項ただし書の適用を受けて製造されたものを除く)が第四十一条の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していない場合において、災害の発生を防止するため特に必要があると認めるときは、当該登録製造事業者に対し、一年以内の期間を定めて前条の規定による表示を附することを禁止することができる。

(改善命令)

第六十五条 通商産業大臣は、次の場合には、登

録製造事業者に対し、特定製造設備又は特定検査設備の修理又は改造、液化石油ガス器具等の製造又は検査の業務の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 特定製造設備又は特定検査設備が第四十五条第一号又は第二号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

二 第六十二条第一項の規定に違反しているとき。

(承認の失効)

第六十六条 登録製造事業者の登録がその効力を失つたときは、当該登録製造事業者に係る第五十八條第一項の承認は、その効力を失う。

(承認の取消)

第六十七条 通商産業大臣は、第五十八條第一項の承認を受けた登録製造事業者が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 第六十二条第二項の規定に違反したとき。

二 第六十四条又は第六十五条の規定による禁止又は命令に違反したとき。

三 第八十四条第一項の条件に違反したとき。

四 不正の手段により第五十八條第一項の承認を受けたとき。

第三節 指定検定機関

(指定)

第六十八条 第三十九条の指定は、通商産業省令で定める区分ごとに、検定及び第六十条第一項の試験(以下「検定等」という)を行なうものとする者の申請により行なう。

(欠格事項)

第六十九条 次の各号の一に該当する者は、第三十九条の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第八十条の規定により指定を取り消され、

その取消しの日から二年を経過しない者

三 その業務を行なう役員のうち、次のいずれかに該当する者がある者

イ 第一号に該当する者

ロ 第七十七条の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者

(指定の基準)

第七十条 通商産業大臣は、第三十九条の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 通商産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて検定等を行なうものであること。

二 通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が検定等を実施し、その数が通商産業省令で定める数以上であること。

三 民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が検定等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 検定等の業務以外の業務を行なっている場合には、その業務を行なうことによつて検定等が公正になるおそれがないものであること。

五 検定等の業務を正確かつ円滑に行なうに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによつて申請に係る検定等の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(検定等の義務)

第七十一条 指定検定機関は、検定等を行なうべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検定等を行なわなければならない。

2 指定検定機関は、検定等を行なうときは、前条第一号に規定する機械器具その他の設備を使用し、かつ、同条第二号に規定する者(以下「検定員」という)に検定等を実施させなければならない。

(事業所の変更の届出)

第七十二条 指定検定機関は、検定等を行なう事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、通商産業大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第七十三条 指定検定機関は、検定等の業務に關する規程(以下「業務規程」という)を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、通商産業省令で定める。

3 通商産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が検定等の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(業務の休廃止)

第七十四条 指定検定機関は、通商産業大臣の許可を受けなければ、検定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(事業計画等)

第七十五条 指定検定機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(役員及び解任)

第七十六条 指定検定機関の役員及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

2 指定検定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

(解任命令)

第七十七条 通商産業大臣は、指定検定機関の役員又は検定員がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定検定機関に対し、その役員又は検

定員を解任すべきことを命ずることができる。
(役員及び職員)の地位)

第七十八條 検定等の業務に従事する指定検定機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(適合命令)

第七十九條 通商産業大臣は、指定検定機関が第七十條第一号から第五号までに適合しなくなつたと認めるときは、その指定検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
(指定の取消し等)

第八十條 通商産業大臣は、指定検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
一 この節の規定に違反したとき。
二 第六十九條第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
三 第七十三條第一項の認可を受けた業務規程によらないで検定等を行つたとき。
四 第七十三條第三項、第七十七條又は前条の規定による命令に違反したとき。
五 第八十四條第一項の条件に違反したとき。
六 不正の手段により第三十九條の指定を受けたとき。

第六章 雑則
(帳簿の記載)
第八十一條 液化石油ガス販売事業者及び指定製造事業者は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、その業務に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 指定検定機関は、通商産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、検定等に関し通商産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
(報告の徴収)

第八十二條 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定検定機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。
(立入検査等)

第八十三條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス指定製造事業者又は液化石油ガス器具等の製造、輸入若しくは販売の事業を行なう者の事務所、営業所、工場、液化石油ガス又は液化石油ガス器具等の保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

2 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その許可を受けた液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所、液化石油ガスの保管場所その他その業務を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最少限度の分量に限り液化石油ガスを収去させることができる。

3 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、指定検定機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
4 前三項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
5 第一項から第三項までの規定による権限は、

犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(許可等の条件)

第八十四條 許可、指定又は承認には、条件を附することができる。
2 前項の条件は、許可、指定又は承認に係る事項の確実な実施を図るため必要な最少限度のものに限り、かつ、許可、指定又は承認を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
(液化石油ガス検査官等)

第八十五條 第八十三條第一項から第三項までに規定する職員の職務を行なわせるため、通商産業省に液化石油ガス検査官を、都道府県に液化石油ガス検査員を置く。
2 液化石油ガス検査官及び液化石油ガス検査員の資格に関し必要な事項は、政令で定める。
(手数料)
第八十六條 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手料を納付しなければならない。

納付しなければならない者		金	額
一 第三條第一項の許可を受けようとする者	二 第八條第一項の許可を受けようとする者	一件につき	四万円
三 第十二條の検査を受けようとする者	四 第十三條の指定を受けようとする者	一件につき	三万円
五 第四十三條第一項の登録を受けようとする者	六 第五十八條第一項の承認又は第六十一條第一項の承認の更新を受けようとする者	一件につき	五万円
七 協会は指定検定機関の行なう試験を受けようとする者	八 登録証の訂正又は再交付を受けようとする者	一件につき	五万円
九 登録簿の謄本の交付を請求しようとする者	十 登録簿の閲覧を請求しようとする者	一件につき	六千円
		一件につき	十万円
		一件につき	十万円
		一枚につき	五百円
		一回につき	五十円

2 液化石油ガス器具等について検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
3 前二項の手料は、通商産業大臣若しくは通商産業局長が行なう第三條第一項若しくは第八條第一項の許可、第十三條の指定、検定、第四十三條第一項の登録、第五十八條第一項の承認、第六十一條第一項の承認の更新若しくは登録証の訂正若しくは再交付を受け又は通商産業大臣若しくは通商産業局長に対し登録簿の謄本の交付若しくは登録簿の閲覧を請求しようとする者の納付するものについては、国庫の、協会又は指定検定機関が行なう検定等を受けようとする者の納付するものについては、それぞれ協会又は当該指定検定機関の、その他の者の納付するものについては当該都道府県の収入とする。
(関係行政機関への通報等)

第八十七條 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三條第一項若しくは第八條第一項の許可をし、第六條第二項、第二十三條若しくは第三十七條第二項の規定による届出若しくは第十條第三項の規定による届出(同条第二項に規定する場合に係るものに限る)を受理し、又は第二十

五条若しくは第二十六条の規定により許可の取消しをしたときは、政令で定めるところにより、その旨を都道府県知事、国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会又は消防庁長官若しくは消防長に通報しなければならぬ。

(公聴会等)
第八十九条 通商産業大臣は、第二条第四項の政令の制定若しくは改廃の立案をし、又は第五号第一号若しくは第二号の通商産業省令若しくは第十五条第一項の技術上の基準を定める通商産業省令の制定若しくは改廃をしようとするときは、協会の意見をきくとともに、公聴会を開き、広く一般の意見をきかなければならぬ。

商産業省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は通商産業省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

販売し、又は引き渡した者
二 第三十九条の規定に違反して液化石油ガス器具等を販売し、又は販売の目的で陳列した者
第二百条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

2 消防庁長官又は消防長は、液化石油ガス販売事業者の販売施設又は販売の方法が第五条第一号の通商産業省令で定める技術上の基準又は同条第二号の通商産業省令で定める基準に適合していない場合において、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣又は都道府県知事に對し、必要な措置をとるべきことを要請することができる。

(聴聞)
第九十条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第二十二條、第二十五條第三十五條において準用する場合を含む。第二十六條、第三十四條、第五十四條、第六十四條、第六十七條、第七十七條又は第八十條の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対して相当な期間を置いて予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

(適用除外)
第九十四条 第二章から第四章までの規定は、高圧ガス取締法第三條第一項第八号の政令で定める液化石油ガスについては、適用しない。

一 第十五条第三項、第三十一条又は第三十八條の規定による命令に違反した者
二 第十六條第一項又は第二項の規定に違反した者
三 第三十條第四項の規定に違反して表示を附し、又は封を施した者
四 第三十四條の規定による事業の停止の命令に違反した者
五 第三十七條第一項の規定に違反して配管設備の設置又は変更の工事をした者
六 第四十二條の規定に違反して表示を附した者
七 第六十二條第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者
八 第六十四條の規定による禁止に違反した者
九 第八十四條第一項の規定により附された第十三條の指定の条件に違反した者
第一百條 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。

3 通商産業大臣は、第五条第一号若しくは第二号又は第十五条第一項の基準を定める通商産業省令の制定又は改廃をしようとするときは、消防庁長官の意見をきかなければならぬ。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

第九十六條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第三條第一項の許可を受けずに液化石油ガス販売事業を行つた者
二 第二十六條の規定による事業の停止の命令に違反した者
第九十七條 第八十條の規定による業務の停止の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第七條又は第三十六條の規定に違反した者
二 第十九條第二項、第二十一條第二項又は第二十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第八十一條第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
四 第八十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
五 第八十三條第一項若しくは第二項の規定による検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に對

4 消防庁長官は、火災その他の災害の予防のため特に必要があると認めるときは、前項の基準の変更に関し通商産業大臣に意見を述べることが出来る。

3 聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害關係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

第九十八條 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
一 第八條第一項の規定に違反して第三條第二項第二号から第四号までの事項を変更した者
二 第二十一條第一項の規定に違反した者
三 第八十四條第一項の規定により附された第三條第一項又は第八條第一項の許可の条件に違反した者
第九十九條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

(公示)
第八十八條 通商産業大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

(協会の意見をきく)
第九十一条 第四十一条の規定による協会又は指定検定機関の処分不服がある者は、通商産業大臣に対して行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求をすることが出来る。

一 第十三條の指定をしたとき
二 第三十三條の規定により指定が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十四條の規定により指定を取り消したとき
三 第三十九條の指定をしたとき
四 第五十八條第一項の承認をしたとき
五 第六十六條の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七條の規定により承認を取り消したとき
六 第七十二條の規定による届出があつたとき
七 第七十四條の許可をしたとき
八 第八十條の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

一 第十三條の指定をしたとき
二 第三十三條の規定により指定が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十四條の規定により指定を取り消したとき
三 第三十九條の指定をしたとき
四 第五十八條第一項の承認をしたとき
五 第六十六條の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七條の規定により承認を取り消したとき
六 第七十二條の規定による届出があつたとき
七 第七十四條の許可をしたとき
八 第八十條の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき

(経過措置)
第九十三条 この法律の規定に基づき政令又は通

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

一 第十三條の指定をしたとき
二 第三十三條の規定により指定が効力を失つたことを確認したとき、又は第三十四條の規定により指定を取り消したとき
三 第三十九條の指定をしたとき
四 第五十八條第一項の承認をしたとき
五 第六十六條の規定により承認が効力を失つたことを確認したとき、又は第六十七條の規定により承認を取り消したとき
六 第七十二條の規定による届出があつたとき
七 第七十四條の許可をしたとき
八 第八十條の規定により指定を取り消し、又は検定等の業務の停止を命じたとき

(経過措置)
第九十三条 この法律の規定に基づき政令又は通

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

一 第十三條の規定に違反して液化石油ガスを

して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二百二条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした指定検定機関の役員又は職員は、一万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の許可を受けないで検定等の業務の全部を廃止したとき。

二 第八十一条第二項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第八十二条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第八十三条第三項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をしたとき。

第二百三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九十六条又は第九十八条から第一百一条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二百四条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第六条第一項若しくは第二項、第八条第二項、第九条、第十條第三項（第三十五條において準用する場合を含む）、第二十九條、第三十二條、第三十七條第二項、第四十八條第二項、第四十九條又は第五十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十六條の規定に違反して登録証を返納しなかつた者

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第八十七條第三項及び第八十九條の規定は公布の日から、第十一條及び第十三條の規定は公布の日から起算して一年六月

を経過した日から施行する。

（経過規定）

第二条 この法律の施行の際現に高圧ガス取締法第五條第一項又は第六條の許可を受けている者は、この法律の施行の日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けな

い、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ

いて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第三条 この法律の施行前に液化石油ガスの製造について高圧ガス取締法第五條第一項の許可の申請をした者であつて、この法律の施行後にその申請について同項の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けな

い、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

2 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ

いて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に液化石油ガス販売事業についてされた高圧ガス取締法第六條の許可の申請であつて、この法律の施行の際に許可又

は不許可の処分がされていらないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

2 前項に規定する高圧ガス取締法第六條の許可の申請をした者であつて、その申請について同条の許可を受けたものは、当該許可を受けた日から六十日間（次項の規定による届出をしたときは、その届出をした時までの間）は、第三條第一項の許可を受けな

い、従前の例により液化石油ガス販売事業を行なうことができる。

3 前項の規定により液化石油ガス販売事業を行なうことができる者は、同項に規定する期間内に、通商産業省令で定めるところにより、第三條第二項各号の事項その他の通商産業省令で定める事項を通商産業大臣又は都道府県知事に届け出たときは、当該液化石油ガス販売事業につ

いて、それぞれ同条第一項の通商産業大臣又は当該都道府県知事の許可を受けたものとみなす。

第五条 液化石油ガス販売事業に係る附則第八條の規定による改正前の高圧ガス取締法第十四條の第三項の許可又は第二十條の完成検査の申請であつて、当該申請に係る者が附則第二條第二項、附則第三條第二項又は前条第三項の規定による届出をした際に当該申請に係る許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果について

の処分がされていらないものについての許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果について

の処分については、なお従前の例による。この場合において、当該許可若しくは不許可の処分又は完成検査の結果については、通商産業省令で定めるところにより通商産業大臣又は都道府県知事がした第八條第一項の許可若しくは不許可の処分又は第十二條の検査の結果につ

いての処分とみなす。

第六條 附則第二條第二項、附則第三條第二項又は附則第四條第三項の規定による届出をした者の液化石油ガスの販売施設であつて、附則第八條の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十條の規定により都道府県知事が行なう完成検査を受け、同法第八條第一号若しくは第三号の技術上の基準に適合していると認められたものは、通商産業省令で定めるところにより、第十二條の規定により都道府県知事が行なう検査を受け、第五條第一号の通商産業省令で定める技術上の基準に適合していると認められた販売施設とみなす。

第七條 この法律の施行の際現に行なわれている消費設備の設置又は変更の工事については、次條の規定による改正前の高圧ガス取締法第二十四條の規定を適用し、第三十六條及び第三十七條第一項の規定は、適用しない。

（高圧ガス取締法の一部改正）

第八條 高圧ガス取締法の一部を次のように改正する。

第六條本文中「高圧ガスの販売の事業の下に」を「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第 号。以下「液化石油ガス法」という。）第二條第三項に規定する液化石油ガス販売事業を除く。」を加える。

第十五條第一項ただし書中「販売業者の下に」を「若しくは液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を、「第六條の下に」を「若しくは同法第三條第一項」を加える。

第十六條第一項ただし書中「又は販売業者」を「若しくは販売業者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に、「又は第六條」を「若しくは第六條又は同法第三條第一項」に改める。

第二十四條中「液化石油ガス又は」を削る。

第二十九條第四項第二号及び第三十條中「又はこの法律」を「若しくは液化石油ガス法又はこれらの法律」に改める。

第三十七条第一項中「又は第二十四条の二第一項の事業所」を若しくは第二十四条の二第一項の事業所又は液化石油ガス法第三條第二項第二号の販売所」に、「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は同法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二項中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改める。

第三十九条第一号中「又は特定高圧ガス消費者」を「若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」に改め、同条第二号中「特定高圧ガス消費者の下に」、液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第五十九条の九中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 液化石油ガス法第二條第四項に規定する液化石油ガス器具等の製造又は販売の事業を行なう者及び同法第三十九條の指定検定機関

第五十九条の二十八第三号中「第三十一條第三項」の下に「及び液化石油ガス法第二十二條第三項」を加え、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 液化石油ガス法第三十九條の検定及び同法第六十條第一項の試験（以下「検定等」という。）を行なうこと。

第五十九条の二十九第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加える。

第五十九条の三十第一項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第二項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、「検査を」を削り、同条第三項中「保安検査等」の下に「又は検定等」を加え、同条第四項中「この法律に」を「液化石油ガス法若しくはこれらの法律に」に改め、

「保安検査等」の下に「若しくは検定等」を加える。

第六十一條中「特定高圧ガス消費者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十二條第一項中「高圧ガスの輸入をした者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十三條第一項中「販売業者」の下に「液化石油ガス法第六條第一項の液化石油ガス販売事業者」を加える。

第六十四條ただし書中「第三十六條第一項」の下に「又は液化石油ガス法第十五條第四項」を加える。

第七十四條第一項中「その旨を当該都道府県公安委員会」を「政令で定めるところにより、その旨を都道府県公安委員会又は消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長）に改める。」

（罰則の適用）

第九條 この法律の施行前にした行為及び附則第二條第一項、附則第三條第一項又は附則第四條第二項の規定により従前の例によることとされる液化石油ガス販売事業に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第十條 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八條第二項第六号の三中「又は第六條」を「若しくは第六條又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第 号）第三條第一項」に改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第十一條 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項第三十八号の次に次の一号を加

える。

三十八の二 液化石油ガス販売事業を許可すること。

第十一條第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

第十一條第二項中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

第二十七條第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 液化石油ガス器具等の検定及び型式の承認に関すること。

理由

液化石油ガスの普及の現況にかんがみ、液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適正にするため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○権名國務大臣 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年家庭用燃料としての液化石油ガスの普及は目ざましく、昭和四十二年度の全国需要世帯数は約千三百万戸に達し、国民生活の向上に大いに寄与しておりますが、これに伴い、液化石油ガスによる災害事故も増加しており、特に一般家庭等の消費先における事故が増加しているのが実情であります。加うるに、液化石油ガス販売事業は、容器による販売という特殊な形態によるものであるとともに、きわめて短期間に急速に発展した事業であること等のため、計量等に関する取引条件も必ずしも適正とはいえない状況にあります。

これに対し、現在液化石油ガス関係の規制は、その製造を含め、高圧ガス取締法により行なつて

おりますが、同法は、本来事業所を対象として制定されたものでありますため、一般家庭等における液化石油ガスの災害の防止をはかるためには、種々不適切な点が生じてきております。

このため、一般消費者等に販売される液化石油ガスにつきましては、販売事業者が一般消費者等の保安能力を補完することによりその災害の防止をはかることと、その取引を適正にするため、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売を規制するとともに、保安の万全を期するため、液化石油ガス器具等の製造及び販売等を規制する必要があると見做す。

次に本法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、液化石油ガス販売事業の規制であります。

すなわち、一般消費者等に対し液化石油ガスを販売する事業は、通商産業大臣または都道府県知事の許可を要することとし、許可の基準といたしましては、販売施設及び販売方法が一定の基準に適合すること並びにその事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること等を規定しております。

この許可を受けた販売事業者に対しては、液化石油ガスの保安の確保と取引の適正化をはかるため、必要な業務を課しております。すなわち、販売事業者は、その販売施設及び販売方法を一定の基準に適合するように維持しなければならないものとし、この基準に適合していない場合は、その事業の運営が適正を欠いている場合には、通商産業大臣または都道府県知事は、必要な措置をとるべき旨の命令または勧告をすることができるとしております。

さらに一般消費者等の保安能力を販売事業者が補完することにより液化石油ガスによる災害を防止するため、販売事業者は、定期的に一般消費者等の消費設備を調査するものとし、これにより消費先の保安指導に当たれることとするものと、保安の確保のための順守事項を一般消費者等に徹底し、あわせて取引条件の明確化を通じてそ

の取引の適正化をはかるため、所定の事項を記載した書面を一般消費者等に交付しなければならぬこととしております。

第二は、液化石油ガス指定製造事業に関する規定であります。

これは、液化石油ガス中の有害な成分を一定の許容限度以下に押えることにより保安の確保をはかるとともに、液化石油ガスの成分による規格を明示することによって取引の適正化をはかるため、液化石油ガスの充てん事業を行なう者のうち、液化石油ガスの分析のための機械器具を有する等一定の資格を有する者を指定し、その指定を受けた者が分析し、かつ、これを充てんした容器に所定の表示を付したものでなければ、液化石油ガスを一般消費者等に販売してはならないこととしたものであります。

第三は、消費設備の規制であります。

過去の事故例についてみますと、消費先の配管工事の欠陥が原因となっているものが少なくない実情にかんがみ、この種の工事で一定規模以上のものは、十分な知識経験を有する者の監督の下でなければならぬこととしております。

第四は、液化石油ガス器具等の規制に関する規定であります。

圧力調整器、燃焼器等の液化石油ガス器具等は、一定の基準に適合する製造設備及び検査設備を有する登録製造事業者が通商産業大臣の型式承認を受けて製造したものまたは登録製造事業者以外の者が製造した場合にあっては、通商産業大臣等が行なう検定に合格したものでなければこれを販売してはならないこととし、液化石油ガスに関する規制と相まって保安の万全を期してあります。

これが、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○島村委員長 本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○島村委員長 次に、小委員会設置の件についておはかりいたします。

理事会において御協議願いましたとおり、産金等の対策樹立のため、小委員八名よりなる産金等対策に関する小委員会を設置することに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、ただいま設置されました小委員会の小委員並びに小委員長の選任に關しましては、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

小委員及び小委員長は追って指名の上、公報をもって御通知いたします。

次に、小委員及び小委員長に欠員を生じた場合の補欠選任に關しましては、あらかじめ委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○島村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○島村委員長 通商産業の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 私はベトナムの万年筆の輸入に關連して、若干の質問をいたします。

御承知のように十二月八日の各新聞紙上で、万年筆もベトナム戦争とかあるいは万年筆でもアメリカ、北ベトナムの対決とか、こういう見出しで大々的に報じられておるのですが、これは北ベトナム製のホンバという万年筆、これが日本に過去においても約二千ダース余りですか入っておる

ようですが、最近になりまして、その万年筆のキャップのクリップのところがパーカーの矢羽根じると似ておるといふことで、パーカー社の代理人から、これは横濱税関ですか東京税関ですかに關稅定率法二十一條に基づく、いわゆる輸入の差しとめの申請が出た、申し立てが出た、そういうことで大々的に出しておるのですが、これの経過をまずお伺いしたいと思ひます。これはむしろ大蔵省の關稅局長のほうからしていただきたいと思ひます。

○上林説明員 本件につきましては、御指摘のようには……。

○田中(武)委員 あなたは關稅局長か。

○上林説明員 財務調査官です。

○田中(武)委員 何で局長は来ないんだ。

○上林説明員 ただいま渉外關係で人に会っておりますので、私がかかりに参りました。

本件につきましては、いま御指摘のように、三進交易というところからホンバにつきまして輸入申請が出てまいりまして、本年の十月二日にパーカーの代理人から東京税関に對しまして輸入の差しとめ申し立て等が提出されております。これにつきましては、従来の手続に従ひまして、これが商標權の侵害物品であるかどうかということにつきまして特許庁にも御相談をいたしておりました。最近に至りまして、それにつきましていろいろ検討した結果回答を差し控えたいという旨の文書をいただいたわけでございます。したがしまして、この處理につきまして大蔵省といたしましていかにいたそうかと考えておりましたところ、十二月九日に至りまして、パーカーの代理人から東京地裁に對しまして民事訴訟法に基づきます仮処分の申請があつたようなわけでございます。したがしまして私どももいたしましては、本件につきましてはただいま仮処分の申請もございました次第でもございまして、このような推移を見守りながら、この輸入申告については慎重に研究してまいりたい、こう考へている次第でございます。

○田中(武)委員 新聞によると、この問題に關して特許庁のほうへ見解を照会したというようなことが出ておりますが、さうですか。

○上林説明員 さうでございます。こういうような關稅定率法二十一條の特許權あるいは商標權の侵害というふうな事実があるかどうかという問題につきましては、私どもも専門家ではございませんので、そういう申し立てがありました場合には特許庁に御相談をして、その結果によつて處理するといふ手続を経るものでございます。

○田中(武)委員 この關稅定率法二十一條の一項四号に、特許權、商標權などの權利を侵害するものは輸入してはならない、こういう規定がありますが、これによると思ひますが、この特許權あるいは商標權等の侵害であるかないかはどがきめるのですか、行政的に。最終的には裁判所等がきめると思うのですが、行政解釈としてはどがきめるのですか。

○上林説明員 法二十一條の運用は、もちろん税関でもって輸入許可をいたす権限を持つておりますので、行政的には所管の税関がこれを輸入許可という形態でもって決定をするわけでございます。ただし、その物品がこの二十一條一項四号に當たるかどうかという判断をいたします場合には、きましては、いま申しましたように、第一次的には特許庁とよく御相談をし、その上で處理をする、あるいは裁判手続その他が行なわれましたような場合には、そういうことを判断をいたしまして税関長が決定をする、こういうことになるわけでございます。

○田中(武)委員 したがって、輸入を許可するかどうかの決定は税関長がまず第一線である。ところが、その決定をするにあつて特許庁のほうへ参考までに意見を求めた、そういうことですね。

○上林説明員 詰めて考えるところでございます。(田中(武)委員)詰めて考えなくてもさうだらう。はっきり言えよと云ふそのとおりでございますが、二十一條の運用といたしましては、各行政庁のいろいろな行政形態の運用といたしまして、關係の所轄庁その他に關係があります

限が来て失効する、あらためて商標登録を受け、いままでにも往々あった。たとえば味の素、これは製造の方法が特許であつた。それが失効してから今度マークを商標とした、これと私は違ふと思うのです。製造の方法の特許したということ、その商標とは違ふと思うのです。この場合は同一物を、片や意匠登録を受けて、それが失効した場合、今度はそれを商標として登録するということは、法の認めた独占権を更新せしめてなお十年存続せしめるということになるのです。その点についてはいかがですか。

○荒玉政府委員 本件につきまして一番焦点はそこだと思ひます。「附する」といった場合に、これは(万年筆を示す)「パーカーでございませんですが、要するにこれはクリップというものは、パーカーの万年筆そのものなんで、「附する」といったら、そういうものではなく、どこか物品そのものではない、別なものである」ということが本件の場合に一番争点でございませう。そこらあたり先ほどから申しましたように、非常に解釈上疑義がある点でございませう。したがひまして、そういうた非常に一番争ひのある点でございませうので、一般的に法律解釈としてどうかという問題と、先ほど言ひましたように私自身の立場で回答を留保したこととでございませう。その点については、はつきり申し上げるというほど明らかでないわけでございます。その中で、しかも具体的な事件に直ちに影響を及ぼす解釈でありますので、立場上明確に申し上げられないのは残念でございます。御了承願ひたいと思ひます。

○田中(武)委員 というように、特許庁ではこの問題については法律的特許庁として明確なる判断ができないということのようですね。そこで大蔵省なんですが、差しとめの仮処分が決定せられたときにはもちろんその効力を発生しますが、申請が出たからといって仮処分の決定がいふまでもうやむやに置いておくのですか。こういう問題になれば説明員じやだめなんです。局長

を呼んでください。大臣は予算委員会であつたから、局長を呼んでください。これから先そういうことに對して、行政処分としてその輸入申請を却下するのかわりか、そういう問題に入つていきたいと思ひますので、説明員では答弁になりません。それから民事訴訟のことについて、やめるから、民事局の民事局長を呼んでください。——仮処分申請が出たからといって行政事務を停滯させることは、ぼくは許されぬと思ひます。そうじゃないですか。三権分立の上に立つても、決定がなければ、それは司法権の強制執行というものはあり得ると思ひます。申請が出たからといって、その結論を待つといつて——現に品物が入つておる、輸入申請が出たおる。それを裁判所まかせで待つておるというところは許されぬ。これは税関長を呼んでこなければならぬと思ひます。ならば、東京税関長を、これは参考人でなくて説明員として呼べると思ひます。呼んでください。○上林説明員 ただいまおっしゃいましたように……

○田中(武)委員 だめだよ、君では。説明だけしかできないんだよ。責任ある答弁がでんぬのだよ。経過の報告とかそういうことだけなんだ、君のできるのは。商工委員会では、説明員と政府委員ははつきりしておるんだから。説明を求めておるんじゃない。これからは行政の判断だ。——局長が出てこれれば、これから先は単なる事実の説明でなくて、行政判断の問題を聞く予定になつておるんです。説明員では答弁になりません。したがひまして、局長の出席を要求いたします。局長がもし外交的な問題で出てこれないということであるならば、政務次官の出席を要求いたします。あるいはまた他の局長でもけっこうです。大蔵省の政府委員ならよろしい。そのかわり、その人が答弁したことは大蔵省に責任をとらせませう。——それでは、大蔵省側から責任ある答弁のできる人が出席をしておりませぬので、この件につきましては保留をいたします。しかるべく早い機会に質疑続行することができるよう委員長に

御配慮願ひます。○島村委員長 承知いたしました。○田中(武)委員 同時に、こういう委員会に對して、万やむを得ないところの外交的な問題であるかは知りませんが、そのときで局長が出席しなければ、出席しないというのをなぜ言うてこないのか。きょう要求したことは、きのうの午前中にぼくは言つてあるはずですが、それを、委員会が開かされて、質問に指名してからかういふわけであつたというところは、大蔵省は当委員会を無視した行動だと思ひます。したがひまして、大蔵省の責任ある者がこの委員会に出席をして、そういうようないきさつについて、ことに委員会を軽視したことについて弁明を求めます。その弁明から次の質問に入ります。それまでは保留をいたします。

○島村委員長 私からもよく注意いたします。○田中(武)委員 そこで、荒玉君、せつかく特許庁長官が見えておるのですから、若干の質問を特許庁にいたしたいと思ひます。政府は財政硬直、いろいろ言つておりますが、そういうことで定員を五割削減するとか、一省庁一局を減らすとかこう言つておる。私はそういうたような画一的な態度には賛成しかねるわけなんです。ことに特許庁とか、公正取引委員会とかいふところはもつとふややかなければならぬと思ひます。ところで、そうでなくとも数年間かかつてもさばき切れないほどの滞積があるでしよう。そういう定員減の問題に對して、特許庁長官、その仕事をやつていく上においてどう考へておるのか。通産大臣がおりませんが、藤井政務次官に、特許庁等には私は絶対減らすべきではなくてむしろふやすべきである、そういう点について大臣にかわつて御答弁を願ひます。

○荒玉政府委員 いま定員削減という問題につきましては、一律に削減という問題と、行政需要のあるところは伸ばしていく、新規を認めていくというのが並行しておると私は考へております。特許庁自身は後者に該当する。これは先生御承知の

ように、非常に滞貨がたまつております。四十一年度末、特許、実用新案で五十五万件、そういう滞貨があると同時に、当該年度の出願が実は残念ながら当該年度に処理できないというのがいまの状態でありませう。四十一年度は特許、実用新案で大体二十一万件の出願でありませうが、処理が約十四万件、つまり七万件以上キャリーオーバーした。ところが約二十万件だろつと思ひます。処理目標十五万、約五万翌年度に繰り越す。したがつて、われわれ制度改正で何とかしてこの難局を打開しようと思ひますが、とりあえずとしては、やはりある程度人員増というところを大々的に考へていかなければならぬ、かように私考へておる。したがひまして、先ほど申しました定員削減自身は、新規のものはやはり行政需要の旺盛なところはつけていくという前提があつてであるというふうに私は理解しております。そういう前提と信じております。したがひまして、大臣にも政務次官にもその間の事情はよく御了解願ひておるつもりであります。私としてもやはり人員はふやしていただきたいと強く熱望しておる次第でございませう。

○藤井政府委員 ただいま田中委員から特許行政に對する深き御理解の御発言がございませう。私も実はごく最近に事務内容について説明を聞いたわけでございますが、全く田中委員のお説と私も同感でございませう。ぜひこの際、たいへん滞貨のある特許行政に對しては人員をふやすべきであるという結論で大蔵省と予算折衝をいたしたい、特に技官の制度、横の連絡、そういったことで新しい制度のもとに人員の要求もいたしたい、このように考へております。

もう一つ私は指導願ひたいと思ひます。特許庁自体の仕事の運び方も検討すべきではないか。やはり日々新たにやられる経済行為に對する重大な権利義務でございませうから、これが適切にさばけるように、特許庁の内部において交通整理をする必要がある。このような感じを持つております。こういう問題についてひとつ一そうの御指導御鞭撻をお願いしたい、このように

第一類第九号 商工委員会議録第一号 昭和四十二年十二月十二日

思います。

○田中(武)委員 次官、長官からいろいろと御答弁いただきました。そうでなくてはならないと私も思いますが、特許の滞積、これの処理というところは大きな問題だと思えます。そこで、そのために法改正等も考えられているかに聞いております。私は、法改正をするだけが滞積を整理し処理していく道ではないと思う。やはり有能な審査官を多く持つことと、そうしてこれがもっと能率的に仕事を進めていくことだと思えます。したがって、この件については次官、長官ともに私の質問に対して賛成の、肯定の答弁をせられたのですから、これ以上私は申しませんが、絶対に特許庁の人員については減らさない、むしろ他に減らした分を含めてもっと増員するのだ、そういう通産省内部の気がままと体制で行っていただきたい、このことを要望しておきます。北ベトナムの万年筆輸入の件につきましては、先ほど来申し上げておるような事情によって、本日は残余の質問を保留いたしまして、質問を中止いたします。

○島村委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 三つお尋ねをいたしたいと思えます。一つは、いわゆる兵器プラント輸出に関する問題、一つは、今国会がいわゆる沖繩国会というふうな名前では呼ばれている観点から、はたして兵器プラントというものがどのような限界と範囲において許容されるべきかどうかという点にほって、ひとつ疑問点を提起したいと思えます。

いま一つは、ある新聞に「役立たない国の免状」「電気主任技術者」「私は訴える」という、読者と記者が共同追跡をするというふうな記事の特集が出ておりましたが、その電気主任技術者の処遇の問題についてお尋ねをいたしたい。

いま一つは、沖繩の貿易の問題についてごく簡単に尋ねをする、こういうことであります。

そこで、私の本日の質問は兵器プラントの問題が中心になりますが、武器課長がまだ見えてないようで、公益事業局長さんのおいでになっており

ますので、公益事業局長さんに電気主任技術者の問題についてお尋ねをいたしたいと思えます。

私が問題にいたしたいのは次のようなことであります。斉藤という三種の電気主任技術者の免状を取得した人、その人が、旅館につとめておられたけれども、旅館を退職して、通称申し上げますならば、いわゆる電気保安の町医者になりたいというところで開業準備をしておいた。ところが、その準備をしたけれども、自分の考えておいたところの生活設計というものが成り立たなかった、いわゆる年齢が若過ぎるというふうなことで専業者として許されなかった、こういうふうな記事が特集されておるわけです。したがって、私はまず最初にお尋ねをいたしたいのは、電気主任技術者の関係において、電気設備等による最近の事故の発生状況というのはいくつもの点にならなっているのだらうか、この点をひとつ簡単に答えをいただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員 最近の電気の事故につきましては、概要を数字で申し上げますが、ただいまお話がありましたような自家用工作物の保安の面から事故を起しているようなもの、それがまた全体の停電に波及するというような波及事故まで広くとらえて見ますと、昭和四十年年度では三千三百件、四十一年度では二千八百件全国でございいます。なお、さらに家庭等におきまして感電する事故、これにつきましては、全体として大体四十年年度、四十一年度ともに千件を少ししておるというふうな実情でございいます。

○中谷委員 そのような実情の中において、いわゆる一種、二種、三種というふうなものがございすけれども、この三種の電気主任技術者の免状を取得した斉藤という三十幾つのは、電気事業法にいうところの工場、会社など、一定の電気設備を持つ事業所に雇用されて、そうして電気主任技術者としてのそういう業務の遂行はすることができる。ただ、その斉藤という人が考えておいたのは、雇われてそういうふうなことをするのはなしに、いわゆる専業者といえますか、この新聞は

わかりやすく電気の開業医というふうなことを使ったり、あるいは電気の町医者というふうなことを使ったり、あるいは代理業ですか、そういうことをしたいというふうなこの斉藤さんは考えておられたらしい。

そこで、問題の争点をしぼりますけれども、こういう三種の免許を持ちながら、そのような専業者あるいは新聞がいうところの代理業あるいは電気の町医者、このようなものができない、許されないという、あるいは許さないというところの法的な根拠は一体何なのか、この点をお答えいただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員 ただいま御指摘のありました電気の主任技術者の制度は、先生も御承知のように、電気事業法の七十二条で、自家用工作物を設置いたします者は、やはり保安を強化するために、試験を受けました主任技術者を選任しなければならぬというところが法的に義務づけられておるわけでございます。その場合に、通産省令で定めるところにより選任しなければならぬということに相なっております。ところで、通産省令におきましては、さらに実情によりまして――御承知のように、自家用工作物を持つておるものは全国に無数にございいます。したがって、この法律の規定は非常にシビアなことを要求しております。通産省令で定めるところとは書いてありますけれども、必ず主任技術者を置かなければいかぬということでございます。ところが大企業、中小企業程度でございまして、この自家用工作物を使い、事業者は、主任技術者を置くだけの経営的なあるいは経済的な力を持つておるわけでございますが、きわめて零細な企業等におきましては、なかなか電気の主任技術者を雇い入れて選任するというのが困難な場合が多いわけでございます。そういう実態を踏まえて、この通産省令では、通産局長が認めます場合には置かないことができる、つまり雇い入れなくてもいい。しかし、雇い入れなくてもいいけれども、やはり消費者といえますか、あるいは周辺の住民の

ために保安は強化しなければいけませんので、便法としまして、保安協会――保安協会と申しますものは、各九電力がいろいろ技術上の基準を守りますために検査をするわけですが、その指定機関になっております保安協会か、あるいは保安協会でもなくとも通産局長が認めます場合には、かけ持ちでもいい、つまり選任しなくてもいい、特別に認めましたものについては中小企業はかけ持ちでも認めようというように、法律では非常にシビアな要件を課してございまして、実態面からや弾力的な運用を認めているわけでございます。したがって、その場合に、保安協会に入っております主任技術者は問題はありませんけれども、保安協会にも所属しない、いわゆる個人でフリーな立場で何社かをかけ持つて、当該自家用工作物を持つておられる中小企業等の保安を見てあげるといふようなものが、いわゆる先生ただいま御指摘の斉藤さんのような方、つまりこれは通称専業者と称しておりますが、そういう存在を法律では一応許しておりますが、そういう存在を法律

と、ところで、ただいま斉藤さんのお話が出ましたが、私も、新聞に出ました当時、その事情を調査したわけでございますが、斉藤さん非常にお気の毒だと私は個人的には思います。ただしかし、斉藤さん自身ちょっと誤解をしておられたさういがあるのではないかと申しますのは、電気の主任技術者の資格試験に合格された、つまり免状をもらわれた。免状をもらわれればすぐに自家用工作物の、法律でいってあります主任技術者の業務に携われるというふうな誤解されたわけでございます。これは一面において無理はないと思えます。この私は一面において無理はないと思えます。こういうこまかいいろいろな法律事項でございまして、無理はないと思えますが、ただ、私どもはあくまでも、法律的に申しますと、主任技術者の資格試験に合格されて免状を持たれた方は、これはやはり資格試験でございまして、資格試験に合格された方が必ずその業務に従事できなければならぬとは考えておりません。あくまでも資格試験

でございます。法が要求している本来の趣旨からいたしますと、自家用電気工作物を持っているような企業におきましては、やはりそういうかけ持ちでなくて、雇い入れて常時保安の業務に携わってもらわなければならない。これは法で要求してはいます。先ほど申しましたように、そういう無数の零細企業も自家用工作物を持っているというふうな実態から、便法として認めた。その場合、特にかけ持ちというふうなことになりますと、相当豊富な知識、経験が必要ではないかというふうな意味合いから、通産省令におきまして、さらにこまかい選任規定で、通産局長に委任をしております。その考え方は、やはり相当な経験年数を必要とするというふうな考え方をとおしておるわけでございます。斎藤さんが不幸にしてその選任基準に入らなかったというのが実情でございます。

○中谷委員 医師の試験に合格したというならば、これは医師の資格試験でございますね。その医師が病院へつとめるか、あるいは開業医になるかというふうなことにしては、これは医師自身の自由な選択にまかされていると思うのです。だから、いま局長がおっしゃった、資格試験であるから、それはあくまで資格試験であって、イコール專業者にならないということはやむを得ないことについては、私なかなか納得ができない。そうだとしますと、いわゆる專業者たり得る資格というもののについては、專業者としての業をなし得る基準というか、それは一体どういうことに相なっているのか。高度な知識経験というふうな非常に自由裁量の幅の広いようなものではないに、明確にひとつこの機会にお答えをいただければ、斎藤さんのみならず、三種の電気主任技術者の免状を持った人なども非常に不安でしたがないだらうと思う。この点はいかがでしょうか。

○井上(亮)政府委員 主任技術者の問題につきましては、本則は、あくまでも自家用電気工作物を持っておられます企業がそれだけの資格のある方を雇い入れておるということがまず必要であるというふうな基本的には私も考えております。し

たがいまして、資格試験を受けられた方々も、いまこの試験に合格された方は非常に就職率がいいわけでございます。欲しておる企業が非常に多いわけでございます。自由営業的ではなしに、まず本則としては、やはりできるだけの企業の中に雇用されて、そして企業で働いていただく、これが私ども電気保安の監督という面からいたしますと、もっとも期待し、希望するところでございます。

しかし、だからといって、先ほどのような事情もございまして、どうしても中小企業で雇い入れられないというふうな場合には、やはり便法として、免状を持った方を雇い入れることができませんから、何らかの形で保安面の監督をしてもらうということが必要になってくる。そこで、保安面の監督というふうになりますと、ただ試験に合格したというだけではないに、やはり相当の、十数年程度にわたる実地の経験を持つておる方、それから同時に、企業主に対して保安上のアドバイスもしなければならぬ、あるいは施設が悪ければ、施設に対する改良、改善の指示と申しますか、そういうようなこともしなければならぬというふうな立場にある方でございますから、やはり単なる試験に合格しただけではなしに、経験を要求したいというふうな考え方をしております。ただ、この試験につきましては、先生も御承知のように、また新聞等でも言っておりますように、いま若干問題がございまして、いざれにしましても、基本的には試験に合格したことと、それに加うるに相当の経験を必要とするというふうな考え方をしております。

○中谷委員 局長が御答弁になっておられる、いわゆる電気主任技術者を各企業ごとに雇い入れるというのが本則であり原則だということ、そうして、いわゆる專業者というのには便法として認められておるんだという考え方はわかりました。ただ、しかし、片一方に專業者という人がいる、そして問題は、專業者になりたくてなれないという人がいるという点が問題のポイントだと思っております。

そこで、そういう資格を持っておって、プラスアルファ経験だというふうなおっしゃるけれども、相当な経験というふうなことで、いわゆる認める認めないというふうなことであるとするならば、各所轄通産産業局長の権限に属することだというふうな聞いておられますけれども、相当な経験というふうなことだとすると非常にあいまいだと思っております。具体的には、内規の上では、書類に書かれたものの中でのどういふ場合には專業者として認めるんだということになっておるのか。その点をひとつ明確にしたいだけではないか。

○井上(亮)政府委員 專業者につきましては、各通産局長が管下の自家用工作物の主任技術者を雇い入れることのできない企業の実態、あるいは管下の自家用工作物を持つておられます企業主の多数の方の希望というふうなものを聞きまして、各通産局別にこの考え方、基準をとっております。この点はあとで私は申し上げますけれども、全国的にもう一べん再検討する必要があると私は思っておりますけれども、現状におきましては、たとえば東京通産局におきましては、相当の高度の経験というふうなことから五十五歳以上というふうな取りきめをしております。それからなお、大阪通産局、名古屋通産局あたりでは経験年数十五年程度というふうなきめ方をしております。東京につきましては、先生ただいまお持ちになつておられます新聞にも五十五歳以上が必要じゃないかというふうな御意見もございまして、私も、新聞でそういう意見が出ましたときに実情をつぶさに調査いたしました。しかし、東京通産局におきましては、他の通産局と違ひまして、やはり特殊な事情があったというところもございまして、特殊の事情というのとは、実は、詐欺事件等がありまして、そういうことがあったために、やはり相当人格識見円満な者でなければ、なかなか自家用工作物のいわゆるかけ持ち——雇い入れ

じやないですよ、かけ持ちで主任技術者をしていただくというふうなことはできない。それには人

格識見のほかにやはり高度の経験が必要だ。相当慎重な態度でそういう資格要件をきめたという経験があったと思ひます。

他の通産局におきましては、経験の年数は先ほど言いましたような程度でございまして、通産局別に若干運用が違つておる実態でございまして。

○中谷委員 冒頭に申し上げましたように、兵器プラントの輸出の問題が本日の質問の中心ですが、あまり詳しくはこの問題をお聞きしませんけれども、少なくとも私が聞いたところでは、電気主任技術者の免状というのには、独学をして、そしてそういう免状をもらうという、独学者の人たちの明るい生活といひますか、そういうものを求めていく一つの大きな希望だというふうな聞いています。

そこで、局長のほうから御答弁はすでにあつたけれども、まず問題になるのは、先ほどからの局長の御答弁によりまして、とにかく名古屋と東京だけでも、かりに二十で免状をとった人だと、名古屋の場合はもう三十幾つで專業者になれるが、東京の場合は五十五歳にならなければならぬというふうなことは、それ自体も非常に不公平であるし、人権擁護局長さんにおいでいたいただいておられますけれども、いうてみれば、職業選択の自由というふうなものに対する侵害の疑いも出てくると私は思ひます。

したがひまして、これは、いつまでにそういう統一した、全国的な、少なくとも地域的に不公平の生じないような專業者の認可の基準というものを設けになるか。特に私自身が申し上げたいのは、東京通産産業局の中においていわゆる詐欺事件があつたというふうなことが、一生懸命に免状をとった人の專業者たることをはばむ要因になるというふうなことは、これは私は全くうなずけない、あるいはまた、説得するに足らない理由で、要するに合理的な説明にはならないと思ひます。が、いかがでございましょうか。二つをお答えいただきたいと思います。

○井上(亮)政府委員 御指摘のように、私も本件

についていろいろ事情を調べまして、確かにそれだけの事情はあったかと思ひますけれども、しかし、結論的に考えまして、あるいは常識的にも考えまして、五十五歳以上でなければならぬという年齢制限ということは、必ずしも適當ではないと今日の段階では思ひます。やはりあくまでも経験年数、これを主体に考へべきではないかというふうに今日では私は考へております。

ただ、先ほど言いましたように、何ぶんにも経営意欲の非常に強い中小企業の事業主に対して、やはり対等あるいはそれ以上の監督の立場で電気諸般についても言わなければならぬというふうなことになるかと、あまりまだ独身である、非常に若い人だということでもなかなか保安の責任を負つていただくことがむづかしいのじゃないかというふうに思ひます。しかし、若くても経験を積んだ方であれば、やはり自信を持っていただけたらということもあると思ひますので、年齢で資格を制限するというような方法についてはこの際早急に改めたい、あくまでも経験年数で、まあ適當なる経験年数というふうなことで、しかも各地ばらばらでない形で全国統一の統一の考え方、基準を作成しまして実施してまいりたい。時期といたしましては、先般私どもこの問題について、私ただいま答弁いたしましたような方向で検討いたしておりますので、明春早々にでも実施に移るようになしたいというふうに考へます。

○中谷委員 質問を詰めていきますが、要するに、そうすると、もう一度お聞きしますけれども、もう一度お聞きしますけれども、経験年数ということが認可の基準になつてゐるというそのことは、一体どこにそういう規定が明記されてゐるのでございませうか。根拠は何でございませうか。

○井上(元)政府委員 通産局長が適當と認めたる者というふうなことになるのでございませうが、そういうことで、私も社会常識に照らしまして、特に電気の保安を見ていただく技術者、監督していただく方というふうな立場で適當と認め

る者というところの中で判断してまいりたいというふうに考へております。

○中谷委員 そこで、いわゆる経験年数ということとを盛んにおっしゃいますけれども、だんだんと、とにかく長い間生活をしておいて、その期間何か従事しておいたからといって経験による実技ができるとは限らない。また、とにかく激動していく中小企業の経営というものをよく見るときは、昔のような大規模的な経営感覚というのが通用しないということも実態だと思ひます。そういう中で、私先ほどから申しますけれども、適當と認める者というふうな規定のしかたというのは、はなはだしく自由裁量の幅が広い。要するに、そのことが現実には東京と名古屋あるいは大阪でいろいろたいへんな——おそらく局長さんもちの問題が提起されて初めてこういう実態をお知りになつたというふうな実情であつたと思ひます。要するに、各地方の局長の権限の幅が大き過ぎる。そのことは、適當と認める者というふうな白紙的な規定、このことが問題だと思ひます。職業選択というのは、その職業につきたいという者にとつてはたいへんなことなんですから、さらにこれは明確な認可の基準というのを設けるべきだと思ひます。

○中谷委員 先ほど中小企業の保安の指導をしなければいかぬ、あるいは中小企業の経営者に対する説得力を持たなければならぬという意味のことをおっしゃつた、さらに経験実務というところをおっしゃつたと思ひます。しかし、そういうようなことを統一的に、適當と認めるという内容はこんなことなんだ、これをさらに明確に法定、明記するということでは浮かばれないことだと私は思ひます。要するに、ちょっと言い過ぎのことばを申しますけれども、各局長さんのさしかげとで、ある者は許され、ある者は許されないというふうなことじゃ、技術者にとつては浮かばれないことだと思ひます。この点について明確な基準というものを法定されるべきだと思ひますけれども、

いかがでしょうか。

○井上(元)政府委員 率直にお答えいたしましたし、全体として御趣旨としては私は賛成でございませう。ただ、法定の件だけは私は必ずしも適當でない。その理由をいたしましては、法律では、特に現行法におきましては、雇入れなければならぬというものを本則にいたしておきまして、私は、今後とも相當程度の大きな容量を持つ電気工作物を持つておるものにつきましては雇入れをいたしたくないということがあつても本則でありまして、あまり例外的な幅を大きくしたくない先ほど冒頭に先生から事故の状況等の御質問もありましたが、そういう点を勘案いたしましたも、あくまでも保安の意味では峻厳な立場で臨みたいというふうに思ひますので、法律はきつていふ文になつておりますが、これは私は変えたくない。ただ、法律でも「通産省令で定めるところにより」となつておりますので、その省令以下の運用におきましては、先生おっしゃいましたように、あいまいな、ただ適當と認める者というふうなことでない形で、もう少し明確な基準をつくりまして、世間に誤解を受けないような形で善処したいというふうに考へております。

○中谷委員 ちょっと私のほうの質問の表現が不適當であつたと思ひます。また、したがつて局長さんの御答弁は私のお尋ねしたところの趣旨と若干違ひます。私が法定と申しましたのは、法律でどうしようという趣旨で申し上げたのではないのです。また、事業者の幅を広げてくれという趣旨を申し上げておるのではないのです。ある地域の人は専業者になれるのに片一方の地域の人はなれないとかいうようなことはおかしいではないか、だから、その認可の基準を明確にすべきだ、それが内規であつてあれ、そういうことが免状を取得しようとする人にわかるようになつておいてあげなければいけない、こういう趣旨で申し上げた。

そこで、その認可の内容として、経験年数としてはどの程度が三種の方は適當だ、明春そういう

いうことはかえって問題が出てくると思う。だから私は、少なくとも東京の通産局に限っては、明春を待たずして、局長さんのほうから五十五なんというの少しおかしなところというので措置をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

そういふような問題を二つ、できましたらお答えいたしたいと思います。

○井上(元)政府委員 できるだけ御趣旨に沿って努力いたします。

○中谷委員 沖縄の問題を質問するというところで、電気技術者の問題ばかりやると時間がありま

せんので、できるだけというようにことばなしに、じゃあそういうことの指導をしましょうという御答弁をいただきましたが、やむを得ません。

そこで、人権擁護局長さんに御出席をいただきましたが、一つだけお尋ねをいたします。

この問題の中で、結局この斉藤という人は日本弁護士連合会、日弁連のほうへ調査の依頼に参りました。その前に東京法務局の人権擁護部へこの問題を相談に行った。ところが、人権擁護部ではあまり適切な、もっと極端に申せば、親切な指導はしてくれなかったような印象をこの斉藤さんは受けているらしい。

また第二点は、東京地方で五十五歳という年齢で制限されておるのが適当かという問題であります。その点につきましては、すでに通産省のほうの井上局長さんからも先ほどお答えがあったように、すでに若干御検討を考慮しておられるということで、それでおわかりのように、私どもも五十五歳を適当とは考えておりません。相当に人権上も疑問がある、こういうふうにご考慮しております。

そこで、一つだけお伺いしておきますけれども、東京法務局人権擁護部としては、この問題を通産省へお問い合わせになるというふうな措置をおとりになったかどうか。職業選択の自由ということ、五十五でなければだめだというふうなことがいいとか悪いとかというふうなことに

○中谷委員 公益事業局長さんと人権擁護局長さんに対する質問はこれで終わります。

は、日本人権擁護局長さんにお尋ねをすべきでないかどうか非常に迷っているのです。

次に、総理府の方にお待ちいただいておりますけれども、兵器プラントの輸出の問題についてお尋ねをいたします。

もう一つお尋ねいたしますが、こういうふうな五十五までだめだ、しかも、いわゆる通産局の問題になってまいりますけれども、適当と認めた者というふうなことで、そのような仕事をしたいという人のどこを基準にして、どういふふう

が、いわゆる武器輸出の問題については、本年の特別国会において予算委員会あるいは当商工委員会において論議をされました。七月十九日の商工委員会の通産大臣の答弁は次のようになっていま

す。これが通産省としては統一した見解なんだというところで御答弁をいただいたと思うのです。い

が、この問題については、本国会においては決算委員会が華山委員がすでにお尋ねをしておりますが、私、もう少し掘り下げてみたいと思

ま一度、この答弁とこの方針に通産省としては間違いがないかどうか、この点を最初に私確認をいたしたいと思

○加藤(博)説明員 ちよっと御質問の要旨がわかりませんが、要するに、範囲はどこまでかという御質問ですか。

○中谷委員 弾薬の定義をしていただきたいという

○加藤(博)説明員 簡単に申しますと、どう申し上げたいかわかりませんが、弾丸とそれを飛ばす火薬を含んでおるものが弾薬であらうかと思っておりますが、御質問のポイントがわかりませんので……

○中谷委員 弾薬とは何かと聞いているのです。

○加藤(博)説明員 それは飛ぶたまと、それを飛ばすための火薬を一体としたものでございます。そう考えております。

○中谷委員 そういふ御答弁でよろしいですか。

○加藤(博)説明員 はい。

○中谷委員 外務省の賠償課長さんにお尋ねをいたします。日比賠償協定の附属書の中に弾薬工場という

○武藤説明員 賠償協定に出ております弾薬工場と申しますのは、普通われわれが考えておりますたのことで処理されておると思

とは何か。賠償課長はたまたとおっしゃった。じゃ賠償課長さんにお尋ねしますが、賠償協定のいわゆる対象としている——14でございしたね、対象としているその弾薬工場のためというものは、どんなものまで含むということでこの協定ができたのか。いかがですか。

○武蔵説明員 この賠償協定ができたのは、先生御存じのように約十年前のことでございますが、そのときに附属書に載せましたブランドはフィリピン側としてこういう種類のものを賠償で供与してもらいたいんだという、いわゆるジョッビングリストというふうに考えられると思いますが、それで、その賠償協定をやりましたときには、それぞれの具体的な内容につきましてはあまり深い議論はなされてない。しかし、実際にこれを供与いたします段階、すなわち実施計画の作成の段階でこまかい議論——いかなる仕様のものである、どういう目的に使うかということとは論議されたということになると思います。

○中谷委員 答弁になっていないと思うのです。賠償協定は持っていますね。賠償協定の附属書のⅣの「工業開発計画」の14に「弾薬工場」とございしますね。そうすると、この場合に、その賠償協定の中で日比の合意は、弾薬という中で、結局銃弾、砲弾、いろんなものがございしますね、そういうふうなものを全部この弾薬工場というものは含んでいるという合意——あなたは先ほどたまただ、発射されるものだと言つて、銃弾だというふうな限定をされなかったですね。——していませんね。そうすると、その賠償協定の弾薬工場というのは、そういうふうな砲弾までも含むものとしてそのような協定ができていて、そういうことでよろしいのですか。

○武蔵説明員 賠償協定自体では具体的な企画その他まではまだ進めてはいないということでございますが、いわゆる実施計画、毎年供与する場合の実施計画というものがきまるわけでございます。その実施計画作成の段階でそれぞれこまかい内容をきめた、また、その実施計画作成の段階に

おきまして銃弾だということがはっきりしたというところでございします。

○中谷委員 そうすると、日比賠償協定における弾薬工場のその弾薬というのは、銃弾に限る、銃弾に限定をされるんだ、砲弾というふうなものは含まないんだ、そういう前提で賠償協定が結ばれているんだ、当然そういうような答弁がなければおかしいと思うのだけれども、そういうことですか。まず銃弾ですか。銃弾以上のものは含まぬということなのかどうか。質問の重大さはわかりません。

○武蔵説明員 賠償協定ができたときには、くどく申し上げるようでございますが、そういうこまかい点まできめていなかった。それで、実施計画作成の段階において、日本側として出せるのは銃弾であり、かつ、これが警察用に使われるものであるという了解のもとに認めたということになっておるわけでございます。

○中谷委員 課長、それを銃弾であり、警察用とおっしゃいましたね。警察用に使われるとして実施計画の中で認めたというものは、これはいつのことでございしますか。

○武蔵説明員 昭和三十九年の四月でございします。

○中谷委員 武器課長にお尋ねをいたしますが、今度新聞に報道されている二つのブランド、兵器ブランドとされておるものがございますね。一つは、金属加工設備及び付帯品、西華産業株式会社、認証年月日 四十年十一月二十日、承認年月日 四十一年十一月二十九日、金額が十六億四千八百円、それから火薬製造設備、輸出者は三井物産株式会社、認証年月日 四十二年一月二十一日、承認年月日 四十二年十月五日、金額が三億七千万円余ですね。この二つは、日比賠償協定にいう何になるかをまずお尋ねをしなければいけません。その前に、最初に申し上げました金属加工設備、付帯品ということになっておる西華産業株式会社のこのブランドというのは、一体何を製造するものなのですか。

○加藤(博)説明員 金属加工機械などは、たまた並びに業きょうと申します火薬を入れる金属の筒がございしますが、あれをつくるものでございします。

○中谷委員 そのたまたというものは、結局どんなふうに——さらに詳しくお答えをいただきたいと思えますけれども、大きさと口径とかというようになことで御説明いただけるし、また銃の種類等からの規定のしかたもあると思うのですけれども、さらにその点詳しく御答弁をいただきたい、製造能力も含めて。

○加藤(博)説明員 これは省内の担当は直接私ではございせんけれども、御指名がございましたので、専門的なところについてお答えをいたします。

これですぐに申したまの大きさは〇・三〇インチでございしますから、メートルに直しまして七ミリ半ぐらいのものと、それから〇・四五インチのピストル用のものであります。要造能力は全部で千五百万発となっております。

○中谷委員 そのブランドは、結局いま武器課長のおっしゃった大きさのたま、銃弾以外にはつくれないのですか。それとも、部品の変更等によってさらに口径の大きなものを製造することは可能ですか。

○加藤(博)説明員 世界じょうのと申しますが、ライフルのたまで申しますと、〇・三インチの次は〇・五インチというたまが世界にございします。これはフィリピンや何かで使つておるとかなんとかというところではございせんけれども、そういうものがございします。ピストルは、いま申し上げましたように〇・四五インチというものがございしますけれども、そういう観点から見ますと、この製造ブランドの大きさと申しますと、この〇・三インチの強さなどから申しますと、この〇・三インチのたまをつくるのが、大ききからいいますと限度一ぱいでありまして、ただ、〇・三インチの中でどんなのができるかということになりますと、これはものによつていろいろあるかと思ひますので私にはわかりませんが、一般的に申し上げますと、機

械のものが非常に専用性の高いものになっておりますので、機械の全部ということはないと思いますが、一部を取りかえなければならぬという事態も起こると思ひますし、もちろんそれをつくるための治工具というものも全面的に入れかえなければいけません。そういうものだと思います。

○中谷委員 もう一度賠償課長さんにお尋ねいたしますが、いま私が読み上げました火薬製造設備、三井物産株式会社が輸出するものは、これはやはり日比賠償協定に基づく賠償としてのものではないですか。

○武蔵説明員 賠償協定の附属書の関係では14号の弾薬工場の中のブランドというふうに考えております。

○中谷委員 それじゃ、武器課長さんにお尋ねをいたしますが、この火薬製造設備というのはどんな火薬をつくるのでございしますか。

○加藤(博)説明員 実は、火薬のほうは化学工業局のほうを担当いたしております。ちょっと詳細に火薬の内容についてはわかりかねますが……。

○大塚(茂)説明員 ただいまの御質問にお答えいたします。

三井物産からの申請書によりますと、火薬の種類はシングルタイプとダブルタイプでございまして、両方とも小銃弾用の火薬ということになっております。

○中谷委員 小銃弾用の火薬というのは、火薬類取締法にいう場合はどんなものになるわけですか。

○加藤(博)説明員 ちょっと専門的なことになりましたので、担当の化学工業局からでないかとわかりかねます。申しわけございません。

○中谷委員 そういう質問をしますよということでは昨日から申し上げていたはずなんですよ。ブランドの内容とする性能についてはお尋ねします

よと申し上げておった。要するに、火薬類取締法の第二条の一の火薬だということなんでございませう。

○加藤博(説明員) ただいまのは取り調べまして至急お答えするようにいたしますが、その点はどうかよろしくお願いいたします。

○中谷委員 兵器プラントの問題で、この問題を中心にお尋ねしますよということを言っているのですからね。課長さん二人おいでいただいているのですから、もう少ししっかりした……。

そこで、じゃ別のことを政務次官にお尋ねいたします。

決算委員会、私、決算委員会における会議録はもうすでに印刷のほうに回っておりますが、記録部で拝見ができなかったのですが、新聞の報道によりまして、通産省の説明によりまして、要するに、本件については、治安用に使うということを確認して輸出を承認するに至った、こういうふうな報道がなされているわけです。たとえば、ここに私新聞を持ってまいりましたけれども、治安用と確認し承認ということに相なっておると思えますが、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○藤井政府委員 お話のとおり、警察関係の使用ということを確認してこれが輸出の承認をした、こういうふうにも私も聞き及んでおります。

○中谷委員 賠償課長さんにお尋ねいたしますが、そうすると、警察用というか、警察に限って使うということでのプラントは輸出を承認したということなんですか、警察用なんですか、治安用なんですか、どちらですか。

○武藤説明員 フィリピン警察と申しますのは警察軍と申しておりますが、一万二千ぐらいの警察力でございまして、これは日本の場合の警察とは異なりまして、国内治安の維持及び密輸の取り締まりをやっております。したがって、その警察が国内の治安の維持及び密輸の取り締まりのために使うたまたまということでは了解して認めたという経緯でございます。

○中谷委員 警察庁の方にずいぶん長くお待ちいただいたのですけれども、このプラント——銃弾プラントと一応申しますが、これは千五百万発の製造能力があるという事です。この機械についてお聞きしておきますが、結局警察官のお持ちになつておられるピストルと関係があると思うのですけれども、要するに、日本の警察が年間購入されるたまたまというのは、警察庁の局長さんのほうで把握しておられる数量は一体どのくらいでございましょうか。さらに、どの程度使用されておりますか。この点をひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○大塚(惟)説明員 お答え申し上げます。拳銃弾の年間消費及び購入数は九百四十七万発でございます。で、年間全部、訓練その他職務執行に使用いたしております。

○中谷委員 その九百四十七万発というのは、実包、空包というのが二つございましてけれども、実包に限る趣旨でございましょうか。

○大塚(惟)説明員 空包というのはございませんで、訓練実包というのと執行実包というのがございまして。これは訓練実包も場合によってはいわゆる執行にも使える、こういう性質のものでございまして。

○中谷委員 局長さんにおいでいただいて局長さんにお尋ねすることはそれだけなんですけれども、賠償課長さんにお尋ねいたしますが、警察が使うのだというのを確認して、それで輸出承認に至った、要するに賠償の対象にしたということとですけれども、その警察が使うのだというのを確認した根拠は一体どんなことから確認ができたわけですか。

○武藤説明員 昭和三十九年の三月に第八年度の実施計画というものが出てまいりまして、第八年度の実施計画の中にいま先生が御質問になつております金属加工関連機器という名目でフィリピン側から供与の要請があった、そこで口頭をもっていろいろとこの内容を聞いておったのでございまして、そのうち銃弾であるということがはっきり

し、かつ、説明で国内治安用の警察に使うということは言っておったのでございまして、最終的にはマカバガル前フィリピン大統領から池田前首相あての親書が参りました。その中でははっきりと、いま賠償で供与してもらおうと思つておるものは国内治安維持用の警察に限って使うのだ、それを供与してもらふことは、現在マカバガル大統領がやつているフィリピンの経済、社会計画に非常に役立つものだから賠償協定の趣旨に違反しないものと考えらるという趣旨の手紙が参りました。

○中谷委員 その趣旨の手紙とおっしゃいます、それはどういふふうな内容ですか。いまおっしゃったとおりのことがそこに記載されているということなんです。それとも、そういう趣旨に読めるということなのかどうか、この点はいかがですか。

○武藤説明員 いま申し上げた内容が親書の中に書かれてあるということでございます。

○中谷委員 そうすると、通商局長さんおられますか。——その関係の方にお尋ねしたいと思ひますが、賠償協定のそういう申し入れがあつて、合意するまでに相当時間がかかっているのです。そして、結局四十二年のことになつて初めてこれが問題になった。かなり時間がかかっていると思ふのですけれども、それはどういふ経過といきさつに基づくものでしょうか。

○山下説明員 製造に時間がかかりまして、今度の許可は船積み前の輸出許可でございます。

○中谷委員 製造に時間がかかるという以外に、この問題についてそのようなののはたして承認していいかどうか、賠償の対象となり得るかどうかという点についての検討は、どの程度時間をかけて、どんな観点からされたわけですか。

○山下説明員 輸出の許可は最近出しました。賠償の契約の許可は、先ほどおっしゃられました第一の金属関係の設備につきましては昭和四十年の十一月にやつております。それから火薬のほうは昭和四十二年の一月に契約を許可しております。その金属加工の設備を契約許可する前に、本

件は先ほど来フィリピンとの関係、国内の関係等を入れて検討いたしましたのであります。

○中谷委員 問題の焦点は、要するにそういうことがいかにどうかは別として、通産省あるいは外務省の考え方は、警察が使うのだ、それで、結局それは治安用なんだということだから輸出の承認をしたのだ、許可をしたのだ、こういう点に問題が限つてくると思ふのですけれども、少なくともそのことについての保証ですね。警察以外には使わないのだという保証はどんなふうでその取りつけをするわけなんですか。逆に言うと、警察以外で使われたとした場合に、一体それについて措置はできるのですか。この点についてひとつ通産省と外務省、両方からお答えをいただきたいと思ひます。

○武藤説明員 お答えいたします。これはいま先生に申し上げましたように、マカバガル大統領から池田総理あての親書によつてかたく約束されておるという事で、外務省といたしましては、フィリピン政府の最高首脳が言ったこととございまして、これをそのとおりにフィリピンが守るというふうに相手の真意を信頼したいというふうに考えております。

それからもう一つ賠償協定のたてまえから申しますと、賠償によつて供与された品目は日本側から出たときに賠償協定としての義務は完了するということになつております。賠償協定の上から、その出された品物が初めの目的どおりに使われているかどうかというのを確認することは非常にむづかしいというふうに考えております。

○山下説明員 フィリピンが約束にたがえてはかに使つた場合は、今後の賠償実施の段階でわがほうとして取り上げられると思ひますが、手続上は、いま申し上げましたように、出てしまつて賠償履行になりますので、それで終了ということになります。その点は、事前に多々討議いたしました、向こう側の誓約を信用したわけでございます。

○中谷委員 そうすると、通産省にしろ外務省に

しろ、要するにそういうことを信用した、しかし、そういうふうなプラントを提供してしまえば、それで義務の履行は終わった、だから、その点について、その後外務省の御答弁は、そういうふうに使われているかどうかについては確認することとは非常に困難だ、通産省もそういうふうな趣旨のお話があったと思うのですけれども、もう一度通産省にお聞きしますけれども、そういうふうに使われているかどうか、警察用に限定して使われているかどうかの確認の方法はあるのですか、どうですか。

○山下説明員 これから品物が出まして先のことですが、相手国政府機関の仕事ですから、立ち入って口出しもできませんが、情報は入ると思います。

○中谷委員 そういふ情報が入ったからといって、それについての措置はするのかしないのか、この点はいかがなんでしょうか。

○山下説明員 出ましたものには措置ができませんが、フィリピンへの賠償はなお数年続きますので、賠償交渉の場で問題を取り上げるのが一番いいかと思ひます。

○中谷委員 そこで、さらに問題をしばっていきたいと思ひますけれども、フィリピンのいわゆる警察用なんだ、こういうふうにおっしゃったのですね。そうすると、フィリピンというのは、ここへ私調べてまいりましたけれども、選抜兵役制なんだというふうなことが書いてありまして、結局、陸軍と海軍と空軍があつて、いま一つ準軍隊というのがございますね。そこで陸軍が兵力一万七千、海軍の兵力が五千、これは現在最新の資料ではございせんけれども、そうして空軍の兵力が八千、準軍隊としてイコール・フィリピン警察隊として一万七千、こういうことになっておる。そうすると、フィリピンの警察というのは、準軍隊としてのフィリピン警察隊と、そうして準軍隊でないところのフィリピンのいわゆる警察、たとえば交通取り締まりをやったり、どろぼうを検挙したりする警察、その組織が分かれていようように

私は理解している。

そうすると、問題の銃弾というのは、フィリピンの警察隊、逆にいうと、兵力は幾らかというふうな間に開かれた場合には、陸軍、海軍、空軍と並んで並列される場所の準軍隊であるフィリピン警察隊に使われるのだということを認識された上で先ほどから御答弁に相なつていふと思ひのだけども、そうなつてくると私は話が違つてくると思ひののです。そういうことなんでしょうか、お尋ねいたします。

○武藤説明員 このフィリピンが言つております警察というのは、いま先生がおっしゃりたいわけは陸軍、海軍、空軍、それと警察——フィリピン側はポリス・コンスタブラーと言つておりますが、これが使つたまといふことで認めております。

○中谷委員 要するに、私が申し上げている準軍隊が使つたまといふことになるわけですね。

○武藤説明員 先生のおっしゃるとおりでございます。

○中谷委員 そうすると、このような準軍隊というの、警察用だといつても、少なくともいわけの問接侵略の場合には出動する、そして軍隊としての機能を果たす、そういうふうなもの、これは理解せざるを得ないと思ひます。

たとえば、自衛隊法の七十八条によりますと、自衛隊の治安出動についての規定がございまして、治安用でつかうといふことを何べんも聞いているのは、私はこの規定と関係において聞いている。「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ。」となつていふ。この場合の「一般の警察力をもつて」といふのは、たとえば日本の場合でいうと、これは日本の警察、フィリピンの警察隊というの、警察というよりはむしろ軍で、陸軍、海軍、空軍と並列されるべきものだといふことになつてまいりますと、警察用といふことが言えるのかどう

か。この点はいかがでしようか。

○武藤説明員 お答えいたします。先生のちょっとした警察軍といふことが妥当かどうか、ちよつと私の場合で何とも申し上げられませんが、少なくとも国内の治安の維持と密輸の取り締まりにその警察が従つていふ、そのためにのみ使用するのだといふこととございまして、まあ警察用だといふことになると思ひます。

○中谷委員 通産省、いかがですか。

○山下説明員 国内治安維持に使うといふことはつきり認められましてから決断したのであります。

○中谷委員 それでは通産省にもう一ぺん確認しておきますけれども、そういうこの国の兵力は幾らあるのだという場合の準軍隊として類別されてくるフィリピン警察隊なんだ、いわゆる軍事学の専門家といふか、軍事問題の専門家からいうと、軍隊としての類別をするフィリピン警察隊に使うといふことを認識された上で通産省はこのような輸出承認をされたのかどうか。この点はどうですか。

○山下説明員 その点を私としては外務省とも相談して、重々確認した上でございまして。国内治安に使うといふことを確認した上で承認したのであります。

○中谷委員 そうではないのです。要するに、フィリピンの警察隊というのは準軍隊というふうな類別されている。そういうフィリピンの警察隊というものをに使用されるという前提で、そういう認識で輸出承認をされたのかといふことなのです。

いま一つ、一体そういうふうなことで、問題は、治安用でなければ輸出承認はしなかつたといふふうにおっしゃるのだから、いろいろな点についてお調べになつたと思ひますけれども、フィリピン警察隊というものの年間の銃弾の使用量というものは幾らあるのですか。

○山下説明員 私どもが相談しました結果は、そういうフィリピンが国内治安に使う。警察軍に使

うといふことを確認したわけでございます。

数量の点は当時も検討しましたが、地形、それからその治安状況等、どこの国と比較したら最も公正かといふことについてなかなか判断がむずかしい点がございますが、数量的にも国内治安用に使われるといふことで承認したわけであり

○中谷委員 御答弁はなほまだ明確でないと思ひののです。要するに準軍隊というものの、いわゆるフィリピン警察隊というものをに使用されるという認識をお持ちなのかどうか。準軍隊といふことになつてくると、間接侵略その他に對応するといふ問題も出てきますといふことを私申し上げていふのです。この点についての御答弁が明確であります。しかし、この問題についてはさらにいろいろな点について今後お尋ねをしたいと思ひますけれども、要するに、私本日お尋ねをしまして、大統領から親書が来たといふことではあるけれども、その銃弾プラントにしろ、火薬のプラントにしろ、どのようなところでどこに使われるといふことについての約束がたがえられた場合どうするのだといふことについての保証と措置のしようがないといふ点について、私きわめて危険なものだといふことだけを申し上げて、次の質問をごく簡単にいたしたいと思ひます。

沖縄の貿易 琉球といふことばを使うべきかもしれませんが、特に沖縄といふことばを使うのが私の気持ちに合いますので、沖縄の貿易についてお尋ねをいたしたいと思ひます。二つの問題をごく簡単に尋ねをいたします。

まず輸入の問題に關しまして、最近、ふえる沖縄牛肉というふうなことで擬装輸入といふようなものが行なわれていふ。こういうことで、たとえばオーストラリアとかニュージーランドなどから日本本土へ直接輸入をせずに、沖縄を経由して輸入している。三角貿易といふのでしうか、こういうことがあるといふこと、そういうふうなことは、沖縄のほんとうの経済開発にならないといふことについて指摘されているわけなんです。こう

○川田説明員　お尋ねの中の第一番目の、日本への沖縄からの輸入の問題についてお答え申し上げます。御指摘ございましたように、最近沖縄から日本への輸入がふえる傾向にございます。御承知

て、わがほうから検査なしで輸出を許可いたします。漆器もその中の一に入っております。さらに、品物によっては、琉球における需要を十分確認して、その必要な数量の範囲内にも限定しよう

また、ここに強調される問題といたしまして長期資金の確保という問題がございます。これにつきましても、来年度の財政援助の中で、できましてら拡充して沖縄経済の自主的な発展に尽力し

対しましては、その神岡鉱山が出します坑廃水につきまして特別に焦点を当てまして、神岡鉱山から出ます坑廃水の調査を行なってきたわけでございます。この調査は三十八年、四十一年、四十二

年の三回にわたりまして調査をいたしてきたわけでございます。通産省といたしましては、現在流れております水が、これは事人命に関する問題でございまして、非常に重要に考えまして、非常に取り急ぎまして、鉱山から出る坑排水を調査したのでございまして、現在まで調査いたしました状態を申し上げます、鉱山のすぐそばにおきましては、確かにカドミウムの流出の検出も見られておるわけでございますが、これが川に入りまして、さらに下流に参りまして高瀬川と宮川が合流する地点がございまして、その合流する地点のちよつと上流のあたりにございまして、現在の分析方法といたしまして原子吸光分析というのがございまして、これで分析いたしましたも、〇・〇〇一P.P.M.という、数にもとれないというふうな状態でございます。これはカドミウムがどのくらいあれば発病するとかという限度は必ずしもはつきりいたしておりませんが、従来から大体考えております諸外国の例等から見まして、少なくとも現在の水は直接には人体に影響を及ぼさないのじゃないか、かように考えておる次第でございます。ただし患者が発生いたしました昔の状態につきましては、実は当時、はなはだ申しわけないのでございますが、そういう意味で、カドミウムについて関心を持っていないかだったのでございまして、カドミウムについての坑排水の調査というものは、過去においてその点におきましては行なっておらないような状態でございます。過去におきましてどのくらいのカドミウムが流出したかどうかにつきましては、目下できるだけ調査をいたしておるような次第でございます。

おりましたけれども、カドミウムが非常に大きな影響を与えておる問題だということが明らかになりました。昭和三十八年から研究班に、委託費を出しましてこの研究を続けてまいりました。現在まだその調査班はカドミウムの分布等についても調査中でございます。最終的な結論はまだ三月にならないとまとまってくるわけでございますが、私も研究の進捗状況という意味でいままでなされた結果を聞いております範囲では、いわゆる鉱山の排水口のところでは〇・〇六P.P.M.程度のカドミウムが集まっております。それから神通川に流入いたします支流面、あるいは現在住民の飲みます井戸の水の中には幸いにカドミウムが検出できない、こういうようなことを調査の結果から承知しているわけでございます。なお、患者の状態は、約六七百名ほどについて健康診断を実施いたしました、一定の基準に基づきまして正確な判断をいたしました結果として、現在のところ患者といわれております方が四十三名、疑いが非常に濃厚な方が十七名、合わせて六十名。そのほか疑いが薄いけれども、要疑い者といえますか要観察という方が三十一名、この要疑いがある方の中からさらに治療をやったほうがいかに少ないかと思われる者を加えまして、大体現在要治療という者が七十名という状態になっておるわけでございます。

それから、なお、これらのイタイタイ病が、先ほど申しましたように風土病的なものではないかといわれておりました当初から、この治療についていろいろな研究を進めていたいたわけでございますが、最近におきましてはビタミンD、ビタミンAあるいは男性ホルモンというものを使用いたしますことでかなり顕著に症状が軽快できるという非常にありがたい結果が出ておるわけでございます。また、ただいま患者の救済につきましては、県のほうにもお願いをいたしまして、自己負担分を県も予算化したしまして世話をしていたいたくというところまでまいっているような状況でございます。

それで、現在の状況から申しますと、堆積場の現在の状態はどうであったかということにつきましては、若干明白になった点がございまして、そのほかの点につきましては、調査は非常にむずかしいものでございまして、今後とも調査方法の研究ともあわせまして、できるだけ早く調査をいたしたい、かように考えます。

〇岡本(富)委員 厚生省の松尾環境衛生局長、見えておりますか。説明願います。

〇岡本(富)委員 先ほど通産省の保安局長さんから話がありましたが、現在ではあまり出ていないけれども、過去には相当出たらしいこの流出についての調査をいま始めておる、こういうお話でありましたが、どういふように過去の分を調査なさっておるのか明快にひとつお答え願いたいと思ひます。

〇西家説明員 過去におきましてカドミウムを出したかどうかにつきましては、ただいまのところまだ明確に把握をいたしておらないわけでございます。と申しますのは、カドミウムについての調査を当やっておらなかったわけでございます。したがって、過去におきましてどの程度カドミウムが流出したかということにつきましては、その当時の選鉱の状況あるいは製錬の状況、こういうことも十分に調査をいたしまして、類推することになるかと思ひますが、具体的に、一つには下流域におきまして土壌その他に含まれているカドミウムの量を厚生省のほうで調査をなさっております。こういう調査を参考に、さらに、もしこれらの蓄積が鉱山から出たものであるかどうかということ、因果関係を明白にするために、当時の選鉱、どういふ選鉱をやったか、あるいは製錬をやったか、当時の堆積場はどういふような状態にあったか、こういうこと、あらゆる記録を通しまして調査をいたしておるような次第でございます。

〇岡本(富)委員 その通産省の調査班と申しますか、調査はいつから始めて、いまだどういふような結果が出ておるのか、ひとつこれをお聞かせ願ひたいと思ひます。

〇西家説明員 とりあへず私たちがいたしましては、現在の水が……(岡本(富)委員)いやいや、いつから始めたのかと呼ぶ現在の水がもしも下流に現在害を及ぼしているということでございます。これは非常に重大な問題でございますので、とりあへず現在の水の調査を急いでやった関係上、過去の調査につきましては比較的最近に開始をいたしたような次第でございます。

そこで、私の申し上げたいことは、大体いままでの経過を見ますと、余病を併発してなくなった人が百十八名、これは地元の萩野医師のデータでありますけれども、こういうふうになくさんの方が被害を受け、そして困っておるにわかかわらず、案外のものじゃないか、こういうふうには思ふのです。そこで、鉱山局のいまの話では、現在はあまり出てない、しかし過去に相当流出しておったと思はれる、しかし過去の調査は調べにくい、こういう話でありますけれども、この病気の特徴は、カドミウムを飲んだからくる日ずぐなるといふのじゃない。よく調べますと、大体地元

〇松尾政府委員 厚生省といたしましては、このイタイタイ病が当初は風土病的なものではないかというふうなことでいろいろ研究がなされて

に生まれた、あるいはまたお嫁に来た人たちが、たくさん子供を生んだような人、こういう人はカルシ

ウムがやはりなくなるのか、そういう人に多発して
おる。こういう現状を、事人命の問題を考えた
ならば、過去には相当流出しておったのではない
かというところが想像されるわけでありました。し
たが、この人たちの救済あるいはまたこの人た
ちに報いる、あるいはまた地元の不安を除くため
には、この鉱業所を監督しておるこの鉱山保
安局長さんのほうでは、相当大がかりな調査を
しなければならぬじゃないか、こう思われるわけ
ですが、いまの話をお聞きすると、なかなかむずか
しいから現在では水だけしかやってない。現在の水と
いうのは、これもしかし三十八年、四十一年、四
十二年、年に一度、こういうような状態で、この
付近でいろいろと不安で困っておる人たちに對し
て、鉱山を取り締まってこうしたというように明
快なところの、住民の不安を除く大きな手が打た
れてないのではないか、こういうふうに思うので
すが、この点についてはどうでしょうか。

○西家説明員 過去の調査につきましては、先生
御指摘のとおり、確かに現在の段階では調査が非
常に進んだという段階ではございません。厚生省
ともよく連絡をとりながら、今後十分な調査を
やっていきたい、かように考えるわけでありま
す。

現在の水でございますが、これにつきましては
は、過去、ずっと前からのいきさつを申し上げま
すと、戦時中にはやはり旧鉱業法によります鉱
業警察規則というものがございまして、これによ
りまして鉱山から出ますところのこまかい塵石類
は堆積場に捨てます。その堆積場に対して認可を
与えまして、くずれないような堆積場に捨てさせ
る。それから、出てきます水は中和処理を施して
流す、こういうようなことをやっておったわけで
ございますが、鉱山保安法がございまして、さらに
それらの施設につきまして、鉱害処理施設が十分
に処理できるものであるかどうかということにつ
きまして、十分な監督を行なってきたわけでござ
います。また堆積場につきましては、昭和十六年
につくりました堆積基準をさらに強化をいたしま
して、たとえて申しますと、最近の基準では百年

間の最大時雨量の雨が降りましても、これがくず
れないようなかっこうに設計をされたわけでござ
います。さらに昭和三十四年に降りましたのは
非常排水路というものを特別に設けさせること
にいたしました。特別に場内に水が入った場合にも
これを排水できるようなふうに施設を強化してま
いったわけでございます。

なお、堆積場ののり面に降ります水のり面を
くずしまして川に流出するといふようなこともご
ざいますので、これらにつきましては、表面に石
積みをやったり、あるいはその辺の表土を取って
まいてまして木を植えたりすることによりまして
流出を防止する、こういうようなことにしてきて
わけでございます。鉱山といたしましては鋭意
そういうことに積極的に取り組んできたわけでご
ざいます。

また、堆積場以外の選鉱場並びに製錬場から出
ます水につきましては、カドミウムあるいは鉛、
亜鉛等を含んでいるものにつきましては、これは
十分中和をいたしまして、石灰乳等を入れまし
て、沈殿の効果を十分にさせまして、それから
河川に放流する、こういうようなことでやってき
たわけでございます。

なお、監督につきましては、大体鉱山には、神
岡鉱山の場合でございますと、年に大体三回ない
し四回鉱務監督官を派遣をいたしまして、坑内の
保安状況を見るとき同時に、そういう坑内水処理施
設、堆積場につきまして巡回監督をやらしてお
るわけでございます。そのほか年に一回、これは
河川を含めまして特定の地質調査を行なってお
るというのが現状でございます。そういうような
きさつでございます。現在の時点におきまして
は、特にこの問題に焦点を当てまして十分な監督
をいたしておるつもりでございます。以上でござ
います。

○岡本(富)委員 そうすると、過去に流出したと
いうことについてのいろいろの調査をいまやって
いるわけですか。それともいつそれを始めて、い
つまでくらくらに大体目鼻をつけるか。なぜなら

ば、この人たちは病気にかかりつぱなし、自分の
費用でもっていろいろと治療をしているのです。
私は行ってみますと、非常に貧困で、それからま
た治療費も非常にたくさん困っておる。その責任
の所在というものがはっきりしなければどうしよ
うもないというわけで、現地の人たちは心の中あ
るいは口々に、山の水だ、これが常識になって
いるのですけれども、やはり通産省のほうでは
きりした態度を出してあげなければ、どうしよ
うもないんじゃないかと私は思うのです。そこで早
急にこの過去の流出について調査をしていただき
たいと思うのですけれども、それについてどうい
う調査を行ないましたか。これは向こうの現地
に、熊野村に神通川鉱害対策協議会、こういう
ものがあるのです。これは昭和二十三年に、当時三
町四力村でつくったらしいのですが、経過として
は、二十年ごろに鉱害のために供出米が出せない
ので、当時の農家の方々はたいへん困りまして、県
にその割り当ての減少を陳情しているわけです。
鉱害のために米がとれないから。そうすると、県
の農地課においては、神通川鉱害の証明があるな
らば割り当てを減じてよい、こういう許可が出
た。したがってその鉱業所から証明書をもらって
減免してもらった、そういうこともある。この対
策協議会というのは、個人個人で山へ行つて交渉
してもどうしようもなかった。戦時中には軍が監
督して文句を言えば憲兵が出てきて追っ払
う、こういうわけで、この農家の人たちはたいへ
ん困っておったわけです。そこで戦後もたびたび
交渉したけれどもどうしようもなかった。それで
ここに二十年ごろに、三町四力村で当時つくった
のが神通川鉱害対策協議会、こういうものであ
る。こういうように現地の人に聞いておりますけ
れども、こういう例から見ましても、すでにこの
ころからこの鉱山の鉱害によって農産物が被害
をこうむっておる、こういうことがあるのです。
これについて――きょうは農林省の農地局長さん
見えておりますか。これ以前の十五、十六、十七
年、要するに戦時中のこういう面についてもわ

かっておりましたらひとつお答えいただきたいと
思います。

○上田説明員 水質汚濁によります農産物の被害に
つきましては、昭和四十年の四月一日現在をも
って調査いたしました。その調査によりまして、い
ま御質問の神通川沿岸のカドミウム、鉛、亜鉛その他
微粒子による被害の発生状況を把握いたしました。
あります。大沢野町ほか三町村において水田が
二千九百町歩余り被害を受けているという程度
のこと以上をとらえておりませんので、その被害の
額がどのくらいであるかということ、及び過去に
おいて減産がひどく、また供米にも差しさわりが
あったというようなことは、ただいま先生からお
伺いしたばかりでございます。承知いたし
ております。食糧庁のほうに連絡をとりまして
御返事申し上げたいと思っております。

○岡本(富)委員 食糧庁の長官か、それとも馬場
さん来ていますか。――ではその件についてや
ってください。

○馬場説明員 農林省で、米の生産関係は、これは
農政局が担当しております。食糧庁は農家から
米の買入れ及び配給を実施しておるわけであり
ますが、食糧庁としては、この被害のために米の
生産上なりあるいはその品質に被害があったとい
うことは、実は現在のところまで承知してないわ
けでございます。今後また関係局と連絡いたしま
して、しさいに調べてみたいと思っております。

○岡本(富)委員 では、農林省の和田農政局長は
見えていますか。

○小山(省)委員長代理 農政局長はおられません。
○上田説明員 和田局長は農地局長でございますし
て、農地局長にかわりまして農地局の資源課長の
上田が参つてお答え申し上げた次第でございます。

○岡本(富)委員 農地局長はどうしたのですか。
和田局長を要求してあったでしょう。

○小山(省)委員長代理 和田局長の代理で来たの
でしょう。

○岡本(富)委員 何もわからない人が代理で来た

ってどうしようもないな。では、しかたがないから、呼んでくれますか。

○上田説明員 農地局長に對しての出席の御要求があったわけでごさいますけれども、農地局といましては、農業用水の水質の問題に關しましてお答えすることになる、こういうふうに思っています。それで水質の問題を担当しております資源課の課長である私が出てまいってわけでごさいます。いま馬場業務第一部長からお答えがありまして米の生産については農政局が担当であるということにつきましてはそのとおりでごさいます。農政局長に對する出席要求がございせんだったもので、農政局長並びにその系統の課長は出てこなかったわけでごさいます。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

○岡本(富)委員 きのう農政局長も呼んであったのだけれども、いま言ってもしかたがありませんから……。

データでございまして、精白をいたしたときのデータはまだはかっていないようでごさいますけれども、精白すればもっと減るという見通しのもとに、いまの状態ではこれによって障害が起るということとはまずないだろうという程度の判断をいたしております。

○岡本(富)委員 私がそれをなぜ問題にするかということになりますれば、これは通産省のほうも、厚生省のほうも、農林省のほうも聞いてもらいたいと思うのですけれども、先ほど申しましたように、こんなにたくさん米の減産になっておる。そして現地の人の話によりまして、再三この神通川鉾毒対策協議会でもって神通川鉾毒所に対して交渉したけれども、初めはどうしようもなかった。二十五年度の朝鮮戦争で好景気となったために会社が大きな利益を得た。それで二十七年に八百萬円の要求をしたところが、二十七、二十八、二十九の三年間、毎年三百萬円ずつの補償料が現地の農家に支払われた。三十年には、交渉したところ、今度は廃水の処理場ができた、あるいはまた北陸電力のダムができた。このためにあまり鉾毒が出ないだろうというわけであつた。二百七十萬円に下がった。それから三十年から三十四年まではこういう状態であつたのですが、三十五年にさらに契約の更新をしたところ、今度は、二百五十萬円に下がった。そういうような状態で、いま補償料が支払われているのであります。そしてたんぼの状態を見ますと、調査班もモチ米の中からたくさんのカドミウムを検出されておる。普通の状態では普通米を植えますと、水の取り口からずっと水が入ってくるのですから、その辺は全部立ち枯れになってしまう。ことしも同じ、それから去年も同じだ。そのために、その水が入ってくる付近にはモチ米を植える。普通米は植えられない。そのモチ米にカドミウムがたぐさ検出された。こういう状態から見ますれば、やはりいまもカドミウムが流れておるといふように推定されるわけですが、この問題について厚生省の意見はどうですか。

○松尾政府委員 詳細なデータは、実はまだこの点については聞いておりませんけれども、ただいま御指摘のようなたんぼの調査はいたしてございまして、いまのモチ米のお話のように、たんぼの水口のほうは出口のほうよりもカドミウムの含有量は多い。それからどろの中いへば、たんぼの水に接しておりますようなどろの表層のほうには多いけれども、地中のほうの非常に深いところでは出てこない、そういうことはわかっております。それはやはりかんがい排水を通じての流入経路というものを推察する一つの資料に研究班はしているようでごさいます。

○岡本(富)委員 鉾山保安局長に申し上げたいのですけれども、あなただうほうでは、もうすでにダムもつくり、また廃水処理場もできたから少しも出ていない、こういうデータになっておると言いますが、事実はどうやうな農産物の被害となつてあらわれてきておるのです。これに對する御意見はどうでございませうか。

○西家説明員 農地に對する被害につきまして私どもは実はあまり詳細にわからないのでございまして、現在でも鉾山からの廃水は絶対にゼロであるというところではないわけでごさいます。川の高度の分析をもつてもかかってこないような微量であるというところでごさいます。それから昭和二十年代に、米につきましていろいろ鉾山が補償金的なものを出しておる、こういうことにつきまして私は承知をいたしておりますが、當時はまだカドミウムというものは全然頭になかった時代でございまして、鉾山から出ます亜鉛等を含みまして粒子が物理的に稲等に被害を与えるということではないのでございまして、富山県のはうで仲介に立たれましてそのような補償金を払った、こういうふうな私たちが承知をいたしておりましたので、これは一つの今後の調査の手がかりになるといふにう考えておる次第であります。

○岡本(富)委員 時間もあるまいありませんから申し上げたいのですけれども、これも一つの手がかりになることですが、私の申し上げたのは、こういうふうにはつきりと鉾山の鉾毒であるということが各所にあらわれてきた、こういうふうに考えられるわけでありませう。しかもこれはここだけの例でなくして、秋田県の例をとりますと、尾去沢の鉾毒所においては——これは銅山ですが、この付近の農家に對して一反について千七百円の補償料を出しておるらしいのです。それはまた米価が上ればスライドして補償料も上がる。これに對しまして、現在神通川の付近の被害の田は二千五百五十町歩、こういうふうに推定しておるわけでありませうが、その補償料は二百五十萬——二百五十萬という説もあるのですが、そうしますと一町歩で千円、したがって一反には百圓くらいの補償料になる。ところが秋田県のはうでは一反で千七百圓出している。この神通川沿岸の鉾毒による被害で米の減産は一反につき大体五升から七升である、これが百圓であるということとは非常に少ない、こういうふうな現地では嘆いておるわけだ。この点に對しては厚生省も多少力を入れ、また通産省のほうも力を入れて考えて調整をしてやってもらいたいと思つておる。こういうふうに考えますれば、この秋田県のものを見ますれば、やはり鉾毒が相当流れておるといふことは、これははつきりするわけだ。しかも私の調査によりますと、昭和十八年ごろの調査を見ますれば、これはちゃんと農林省が農事試験場の技師に被害を研究させた調査をして、その被害状況がはつきりと農政局長の石井英之助さんに対して出ておるわけだ。またこの中には神通川鉾毒所ですか、當時の三井鉾毒所から自分のほうで調査した結果も若干出ておるわけだ。

これは次の機会に送るといたしまして、こういうふうな大きな被害が過去にもありとしますれば、現在ここにきておる病氣の方は、ますます飲んでそうなのではない。大体お嫁入りしてきたりあるいはまたそこに生まれた人、三十五、

○松尾政府委員 詳細なデータは、実はまだこの点については聞いておりませんけれども、ただいま御指摘のようなたんぼの調査はいたしてございまして、いまのモチ米のお話のように、たんぼの水口のほうは出口のほうよりもカドミウムの含有量は多い。それからどろの中いへば、たんぼの水に接しておりますようなどろの表層のほうには多いけれども、地中のほうの非常に深いところでは出てこない、そういうことはわかっております。それはやはりかんがい排水を通じての流入経路というものを推察する一つの資料に研究班はしているようでごさいます。

○岡本(富)委員 鉾山保安局長に申し上げたいのですけれども、あなただうほうでは、もうすでにダムもつくり、また廃水処理場もできたから少しも出ていない、こういうデータになっておると言いますが、事実はどうやうな農産物の被害となつてあらわれてきておるのです。これに對する御意見はどうでございませうか。

○西家説明員 農地に對する被害につきまして私どもは実はあまり詳細にわからないのでございまして、現在でも鉾山からの廃水は絶対にゼロであるというところではないわけでごさいます。川の高度の分析をもつてもかかってこないような微量であるというところでごさいます。それから昭和二十年代に、米につきましていろいろ鉾山が補償金的なものを出しておる、こういうことにつきまして私は承知をいたしておりますが、當時はまだカドミウムというものは全然頭になかった時代でございまして、鉾山から出ます亜鉛等を含みまして粒子が物理的に稲等に被害を与えるということではないのでございまして、富山県のはうで仲介に立たれましてそのような補償金を払った、こういうふうな私たちが承知をいたしておりましたので、これは一つの今後の調査の手がかりになるといふにう考えておる次第であります。

○松尾政府委員 詳細なデータは、実はまだこの点については聞いておりませんけれども、ただいま御指摘のようなたんぼの調査はいたしてございまして、いまのモチ米のお話のように、たんぼの水口のほうは出口のほうよりもカドミウムの含有量は多い。それからどろの中いへば、たんぼの水に接しておりますようなどろの表層のほうには多いけれども、地中のほうの非常に深いところでは出てこない、そういうことはわかっております。それはやはりかんがい排水を通じての流入経路というものを推察する一つの資料に研究班はしているようでごさいます。

○岡本(富)委員 鉾山保安局長に申し上げたいのですけれども、あなただうほうでは、もうすでにダムもつくり、また廃水処理場もできたから少しも出ていない、こういうデータになっておると言いますが、事実はどうやうな農産物の被害となつてあらわれてきておるのです。これに對する御意見はどうでございませうか。

○西家説明員 農地に對する被害につきまして私どもは実はあまり詳細にわからないのでございまして、現在でも鉾山からの廃水は絶対にゼロであるというところではないわけでごさいます。川の高度の分析をもつてもかかってこないような微量であるというところでごさいます。それから昭和二十年代に、米につきましていろいろ鉾山が補償金的なものを出しておる、こういうことにつきまして私は承知をいたしておりますが、當時はまだカドミウムというものは全然頭になかった時代でございまして、鉾山から出ます亜鉛等を含みまして粒子が物理的に稲等に被害を与えるということではないのでございまして、富山県のはうで仲介に立たれましてそのような補償金を払った、こういうふうな私たちが承知をいたしておりましたので、これは一つの今後の調査の手がかりになるといふにう考えておる次第であります。

六歳ごろになって発病している。ここへ写真をとってきたのですけれども、背がこんなに低くなり、ちよつとさわっただけで骨が七十何カ所も折れているのです。また、ことしになってから新患が出ています。そういう面を考えると、いまの対策について、先ほどから聞いておりましたも非常になまぬいし、人命に対するこういう問題についてほんとうに為政者が責任を持たなければならぬ、こういうふうに私は考えるのですが、藤井政務次官、全体についてひとつお答えを願いたいと思います。

○藤井政府委員 先ほど来通産、厚生並びに農林当局からいろいろ御答弁を申し上げましたが、お話しのとおり、このイタイタイ病にかかっておられる罹災者に対しては、一刻も早くこれが対策を何らかの方途において、公の立場においても極力これが必要な措置を考えるべきであるというふうに私は思います。ただ問題は、先ほどいろいろの答弁を申し上げておりますように、厚生省においては大体カドミウム等の重金属並びに栄養失調もよってきた原因であるというふうな推定もされておるようでございます。まだはっきりした結論が出ておらない。ここに罹災者側からすれば隔靴搔痒の感があるかと思うのであります。したがってわれわれとしては、通産省といわず農林省といわず、ひとつ一刻も早く結論を急いで、これが必要な措置を講じなければならぬ、鉱山法によって損害を補償するという問題が出れば、当然必要な措置を講じていくというふうにして万全の措置を講じたい、このように思っております。

○岡本(憲)委員 いまのような答弁ではどうもうひとつはつきりしません、人の命というものはとうとういいます。一日も早く為政者として手を打っていかねばならぬ。大体先ほどから私が申し上げたことは、皆さんのほうでは現地にいったりあるいはまた報告を聞いてわかつているはずだと私は思うのです。

そこでいま一番大事なのは、松尾さんが答えられた約六十名あるいは七十名ばかりの患者の人で

ありますけれども、この間参議院の矢追さんの紹介で三人陳情に見えて、厚生大臣あるいは通産大臣に直接お会いして帰ったのであります。この人たちはわりによくなつてきた。これは地元の医者やあるいはまたいろいろな医者にしかかかってよくなつた姿なんですから、まだそのほかにそういう状態に困っている人がたくさんあるわけですね。この緊急対策について厚生省としてはどうする考えであるか。まず原因を調査してから、こういうことであります。まず原因を調査してから、阿賀野川の問題あるいはまた水俣のようにひびばられては次から次と死んでいくわけです。この間も一人なくなつた。早く手を加えれば助かるのがどんなに多くなつていくことになるか。この対策についてどういうふうに考えておるか、厚生省から答えてもらいたいと思います。

○松尾政府委員 まさに御指摘のとおり患者の救済といふことが最も急がれる問題でございまして、私どものほうでは、一面こういう最終的な処理を円滑にするという意味も含めましていろいろの調査を急いでおるわけでございすけれども、先ほど申し上げましたように、とりあえず富山県と地元市町村のほうにお願いをいたしまして、ただいま県では患者の治療の自己負担分についてこれを公費でもってカバーしようという予算の提出をいたしておるわけでございす。大体三カ月間の県の負担額が約八十万という予算でございまして、そういうことで、とりあえずとにかく患者の治療がそういう費用の問題で行き詰まらないように措置するということをお願いしておるわけでございす。

私も厚生省のほうとしては、先ほど申しましたように結論を急ぎますとともに、来年度におきましては、一般的に申し上げればこういう被害を受けました患者の救済措置ということを通じて確立しなければならぬ、そういう鉱害の被害の救済あるいは紛争の処理ということについて、次の通商国会でもいろいろの制度をお願いしたいとい

ま準備でございすけれども、さような救済措置が発足いたしましたときは当然患者の方々はこの制度の中に吸収するといふつもりでおるわけでございす。

そのほか、来年度におきましては私どもの予算の範囲の中でいろいろの方法を、ほかのところとてまいりましたような助成の方法をとりまして、その治療の面において支障なからしめるようにしたいと考えておるようなわけであります。

なおそのほか、これからの対策といたしましては、単に患者のみならず、今後の発生の予防に非常に重点を置かなければなりませんので、た

だいま水の問題を解決すべく簡易水道の水源調査といふことも急いでやっておるような実情でございす。

○岡本(憲)委員 聞いておりますと調査、調査、調査がない、こういうお話ですけれども、その間に刻々として人の命はなくなつていくわけですね。いまも県にお願いしておる。厚生省としてこゝしておるというように明らかな手が打たれてない。これに対して私はまことに遺憾であると思うのですが、そこでこの人たちの治療に要するところの費用は、地元の萩野博士の研究によりまして、ビタミンDあるいは男性ホルモンあるいはカルシウム、こういうもので適切な処置をすれば大体一カ月で痛みはとれる。そうして大体三カ月で家事ができるようになる。しかしそのまゝほっておくとまたもとへ戻つてしまふ。こういうようなものに対するところのお金が月に大体五千円、あるいは多い人で一万五、六千円、こういうのが要るが、それだけのお金が出てこない。それで非常に苦心をしいらっしゃるわけです。こういうような実情について厚生省は知っておるのかどうか、あるいはまたそれについての適切な一い

○松尾政府委員 私どものほうでも、たたいまお話でございましたような治療の方法が講じられま

す、比較的短い期間のうちに状態がよくなる、この点は非常に救われておるわけでございすから、何とか御指摘のような、ことしの金の中からこちらのほうへ向けたいといういろいろな苦心はいたしたわけでございす。しかしながら、ほかに大きないろいろな問題があつて、そこのほうへ先に出してしまつておつたという関係もございまして、私のほうではことしはひとつ県が――私のほうからも頼んでおるわけでございまして、めんどろを見ていただく、そのかわり来年につきましては私のほうで十分この予算の中で実行上御援助をしていきたい。ことしは三カ月分の予算でございすので、県のほうにはまことに申しわけないのですが、ことしはひとつやつていっていただきたいというふうな話を向こうの責任者にも私は申し上げておるというふうな実情でございす。御指摘のような点は、私自身も重々感じおる点でございすので、来年度必ずそういう補いをして差し上げたい、かように思つておるわけでございす。

○岡本(憲)委員 そちのほうの緊急の救済措置についてまたいろいろの手を打つていただきたいと思ひます。

そこで次に大事なのは予防なんです、予防について通産省のほうにはさらにどういうようにするのか。あるいはまた、結局最後には責任の問題になるわけですから、いままで鉱毒が流れておつて、そうしてイタイタイ病の原因となつておるというところは、いままでの経過で大体おわかりだと思ふのですが、さらに調査をしなければならぬといふことで、さういふけれども、要するにダムをつくる前、昔たくさん流した。こういういろいろな例が出てくるわけですが、それに対してさらにどういふような調査、それからどういふような対策を立てるか、予防とともにばつきりしていただきたいと思ひます。

○西家説明員 今後の予防の問題でございますが、先ほど御説明を申し上げましたように、人体に影響のあるカドミウムの量というものが、現在わが国では基準としてはいないわけでございますが、諸外国ではそれを口に入れた場合の基準が一応定められておるわけでございまして、たとえばかなりいふんのがございまして、一番さびしい場合でも飲料水の水道の場合に〇・〇一PPM、それ以下が望ましい。こういふような基準があるわけでございまして、現在私どもの調査いたしておりますこの下流においてははるかにそれに及ばない量しか出ていないということでございますので、この基準がもしさらに現在流しておるような基準でもないということになりますればこれは別でございまして、ただいまのような状態では今後の病気の発生ということはあるいは起こらないんじゃないかというふうに私も考へておるわけでございます。

なお、しかしながら堆積場の管理、あるいは坑内水処理場の管理につきましては、さらに一そう監督を厳にいたしまして、これ以上のカドミウムが流れないように十分厳に監督をしていきたいと考へる次第でございます。

過去の問題につきましては、先ほどございまして、いろいろな下流地帯におけるいろいろな飲害問題等、いろいろなデータが書類である程度引き出せると思ふのでございまして、そういったものに加えて、現在の堆積場に含まれておるものはどういうものであるか、下流の土壌にどの程度含まれておるか、こういったものを十分厚生省とも連絡をとりまして調査をしてまいりたい、その場合に、鉱山から出るものと下流に直接蓄積されておりますものとの因果関係というものをきわめる方法につきましまして、非常にむずかしいというふうな私ども考へておるのでございまして、どうやうやってこれを関係づけるかというふうな調査方法につきましても、早急に効果のある方法を検討いたしまして、積極的に調査をいたしたい、かように考へておる次第でございます。

○岡本(富)委員 次の予防法はどういたしますか。——それからその前に聞いておきたいことは、今度の厚生省の調査班の中間報告ですか、これが発表されておりますけれども、鉱業所の排水口付近では、一〇ないし四〇PPM、下流では〇・七PPM程度であった。あなたがいまおっしゃった諸外国の基準としては、許容度といひますと、大体〇・〇一PPM、こういうものを見ますと、現在の中間報告では相当多いわけです。そこで先ほど参議院のところでは、これは中間報告は厚生省もまだはつきりしていないのだというふうな話でありました。ところがいま保安局長さんは、厚生省とよく相談し、厚生省のデータもよく参考にし、そうして今後の対策を立てていく、こういうふうな話でありましたが、この厚生省の調査班の中間報告を尊重し、またこれに対して、これを大きな参考として今後の取り締まりをやるのかどうか。なぜかならば、これから私のほうでもう一ぺん独自に検査します、こういうふうなやつておりますと、現在現地は雪が降っておりまして、非常に調査はしにくい。またそれによつて薄められる。現地の人の話によりますと、大体下流で、朝白い水が流れてくる、おそらく夜中に流しておるのじゃないかというふうな、そういううわさを立てておる人もいます。したがういまして、人命尊重の上からきちつとこれを取り締まりをやるのか、あるいはまた監督をするのか。これについて保安局長からはつきりしていただきたいと思ひます。

○西家説明員 ただいま厚生省の中間発表の数字を先生おっしゃったわけでございまして、私も、厚生省の調査の結果は十分にこれを尊重させていただきます。ただ鉱山から出た水が河川に入りまして、その地点におきまして、先ほど中間発表で、厚生省の局長のほうから御答弁がございましたように、最高〇・〇六PPMというように承つておるわけでございまして、私先ほど〇・〇一PPMに満たないと申し上げましたのは、さらにこれが川の水によりまして拡

散、薄まりました、宮川と高原川が合流する地点あたりです。〇・〇一PPMにも満たない数字になっておるわけでございまして。この〇・〇一という基準がどうかという問題はあらうかと思ひますが、現在の段階では少なくとも問題があまり起こらないのじゃないかというふうな考へておるわけでございまして。なお、先生御指摘のように夜中に流しておる、そういうような問題は、私もまだ存じ上げてないわけでございまして、今後、水管理につきましましては、先生御指摘のとおり、本気になって厳重にやらさせていただきます、かように考へる次第でございます。

○岡本(富)委員 いまのあなたの話だと逆に戻つてしまふわけでありますが、調べたところでは〇・〇一に満たない、こういうことでありますけれども、この厚生省の中間報告は、この新聞に出ておりますけれども、現地で発表されたらしいのですが、この鉱業所の排水口付近で一〇ないし四〇PPMです。〇・〇一からすれば相当大きな違いです。また下流で〇・七PPM程度であった。これを尊重するか、それともあなたのほうでやつたところの三十八年、四十一年、四十二年のデータに基づいてやるのか。これを尊重するのであれば、これからの取り締まりに対してあなたのほうでは相当努力をされると思ひます。しかし、まづ言つておるうちに、基準が〇・〇一PPMの許容限度である、これについても問題だ。これはフランスやあるいはまたアメリカでも文献で採用されておるわけでありますが、その基準に対しては、これは問題だというふうなあなたの考へであれば、これはよくならないと思ひます。それについて……

○松尾政府委員 ただいま私、通産省からお答えになります前に、ちょっと一度御訂正させていただきます。ただいま先生のお述べになりましたのは、私どもの承知しているところでは、排水口の下のところの中、それから下流のどろの中のカドミウム量ということではないかと存じます。先ほど通産省の

ほうからおっしゃつておりました〇・〇六というのは水の中でございます。ただいまのは、たしかどろの中であらうかと思ひます。

○西家説明員 ちょっと数字の問題があれでございますが、私どものほうといたしましては、先生御指摘のとおり、厚生省の調査につきましましては全面的に尊重いたしたい、こういうふうに考へております。

○岡本(富)委員 時間の関係もありますからあれですが、そこで予防措置として、これは言うはやすく、なかなか行なうはかたいと思ふのですが、秋田県の大館市におきましては、七十キロメートルのところ二十三日をかけて、七十七キロメートルのバイブラインをずっと敷設して、この会社の黒鉱から銅、亜鉛を取つたあとの鉱滓を川に流して、日本海に流しておる。その理由は、農産物に被害を及ぼす、またダムにためておけば、天災等で決壊した場合に大災害を招く、こういうふうな良心的なところもある。これは御存じだと思ひますけれども、この会社のこの状態と、それからいま神通川の問題を考へた場合に、もつともつと一ぺんは対策と、それから予防と、それから地元の人たちに対する補償と申しますか、いろいろなものを考へていかなければならぬ、こういうふうな為政者として、いまそこいらつしやるわけですから考へていただいて、そしてそのところから出発をして、要するに住民を守る、国民の健康を守る基本法もできたのですから、その立場から今後の取り締まりやあるいは調査をしていくのか、これを私は聞いておるわけです。ただ十分やつてまいりますではと困るわけです。

○西家説明員 廃水、廃滓を堆積場のために管理を行なうか、あるいはパイプラインで流すかという問題、これはなかなかむずかしい問題かと思ふのでございまして、私も、私どもといたしましては、現在神通鉱業所がやっております堆積場あるいは坑内水処理場と申しますのは、世界的に見まして決して恥ずかしいくないと考へておる次第でございますが、なおそれでも下流のほうに害を及ぼすという

ことが非常に明確になりました場合には、これは直接パイプラインで流すといったようなことも当然考えさせなければならないと考えるのであります。現在の段階では、まだそこまでのいかなくても十分管理ができるのではないか、かように考えておる次第でございます。

○岡本(富)委員 私言っていること、あなたの考えていることは次元が違ふ。なぜならば、私はパイプラインで流すとかそういうことを言っていない。あれをやるとすれば相当ものすごいことになる。ぼくも見てきました。そうじゃなく、こんなにまで良心的にやっている会社がある。これは鉱害によって大きな惨事を招いてはいけないという、要するに人間尊重、人命尊重の立場に立った会社ではないかと私は思う。あるいはまた、そういうあなたの方の指導ではないかと思う。しかしながら今度のこの神通川の問題に対して、これはこれで完べきだと思っているのではない。今、今後の調査、あなたは先ほど申しましたね、この前の流出の問題、要するに現在はおわりにきれいだけれども、昭和二十四年ころあるいはその前についてははっきりわかりません、こういうことですから、この鉱毒の流出についての調査、これが問題になってくるのです。なぜかと申しますと、この患者の人たち、現地の人たちの補償というものはどこからも出ない。したがって、人命尊重の立場からこの患者の人たちを守ってあげるという立場から調査されるのか、それとも現在流れてないからいいのだという考えでやるのか、この二点についてどっちかを私はお聞きしたい、私はそれを聞いていたわけですから、そのための引き合いにこの例を出したわけです。

○西家説明員 人命尊重の見地からそういう根本的な考え方に立ちまして、客観的に十分な調査をさせていただきたい、かように考えております。

○岡本(富)委員 この点については、また今後の状態をいろいろと報告していただきたいと思います。おります。

政務次官、そういうわけでございますので、極

力一日も早くこの結論を急いでいただき、そして現地の人たちが安心して生活ができるように強く要望したいと思ひます。

○藤井政府委員 御趣旨の点は十分わかりましたので、われわれとして万全の措置を急ぎたい、このように考えております。

○岡本(富)委員 これで終わります。

○島村委員長 次回は明十三日水曜日午前十時十五分理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十分散会

昭和四十二年十二月十六日印刷

昭和四十二年十二月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局